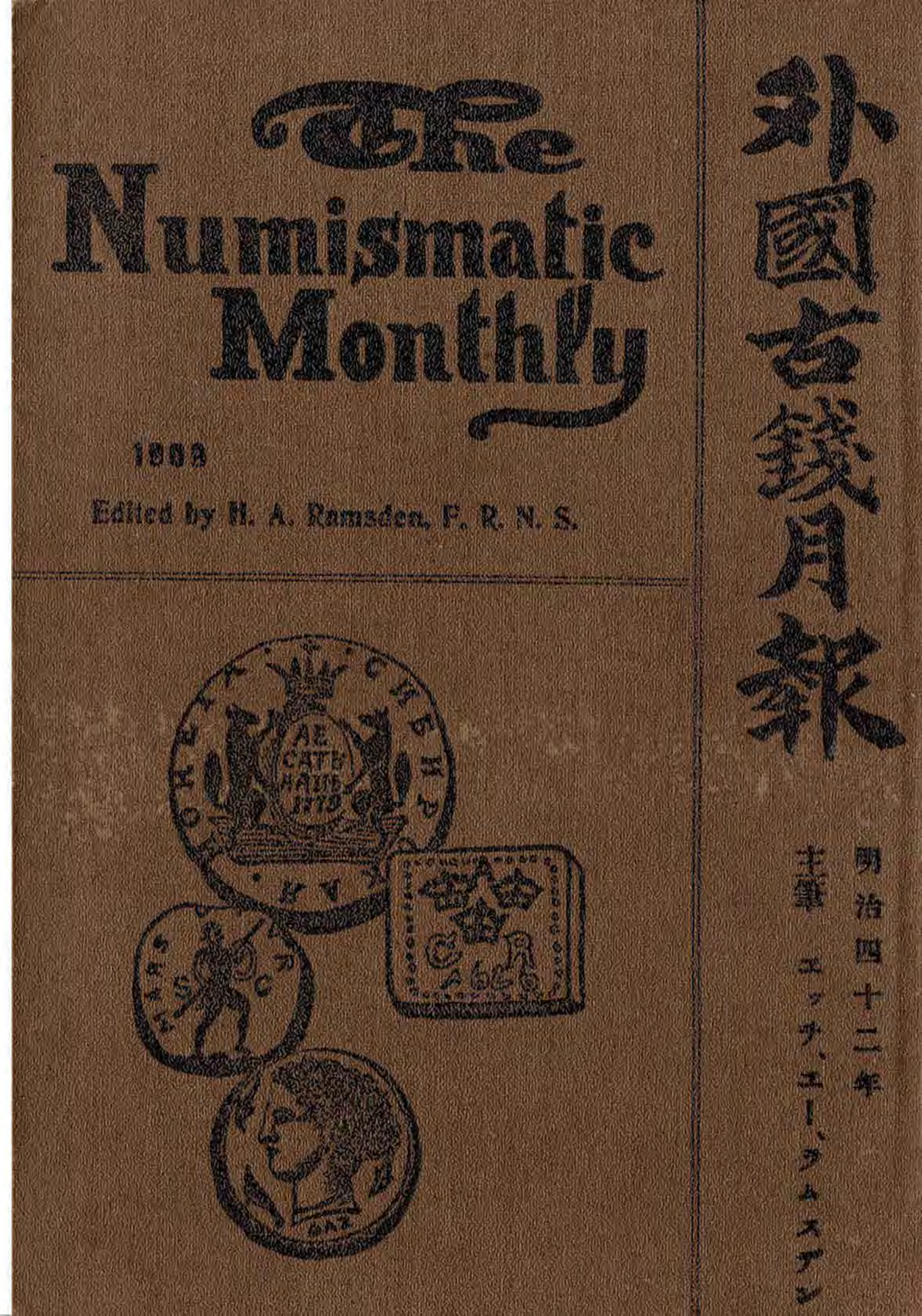
Gaikoku Kosen Geppo (Numismatic Monthly) 1909

(Numismatic Monthly) by Henry A. Ramsden.

Additional information about Henry A. Ramsden can be found in an article entitled (History of the Chinese Collection at the American Numismatic Society) by Lyce Jankowski. This is an extract from this article:

"An active member of the numismatic societies of Tokyo, Osaka, and Yokohama, Ramsden was the editor and publisher of the journal of the Yokohama Ancient Coin Society (Yokohama Ko Sen Kai 横浜古泉會, and its successor, the Numismatic and Philatelic Journal of Japan (大日本古錢古郵券雜誌), and he also published the Numismatic Monthly (Gai Koku Kosen Geppo 外國古錢月賦)"... "The Gai Koku Kosen Geppo, published entirely in Japanese, aimed to promote foreign numismatics in Japan, but had little success and disappeared after six issues ".

Full article can be found here:
https://hal.archives-ouvertes.fr/hal-02302381/document





シヤム國陶質古錢

(補助貨)

本誌ニ詳細ナル記述アリ

外國古錢月報第壹卷第壹號目次

外國古錢月報　第壹號

シャム國陶質古錢（補助貨）

SIAM

諸外國中には奇異なる古錢甚だ多し。而してシャム國陶質古錢は又奇異たるを疑はざるにより同古錢の歷史より掲載するに至れり。

以前は政府鑄造の丸形たる豆銀貨幣を公用せり。而して同國は公開賭博塲最とも盛に行はれ同國民は非常に賭博を好み如何なる階級を論せず男女老少の區別なく盛に勝敗を競ひたり其使用する豆銀は丸形の爲め回轉甚だ易く回轉常なく停止の塲所不如意にして遊人等の熟達せる技術を發輝する能はず賭博塲主も來客も全く豆銀には不便を感ずるに至りたれば其代用錢として（賭博塲に札を用ゆる如く）陶質貨を製造するに至れり其形狀は種々雜多にして通貨に類似のもの蝶形、魚形、星形其他種々あり斯く雜多に製造せる理由は遊人は賭博塲より代用貨を買受け此れを以て勝敗を競ふを常とせり此れ遊人は政府鑄造の正貨を出して買受ける故に狡猾なる遊人は賭博塲より出せる陶質錢を僞造するに至り初めは其僞物を以て賭博塲に來り若し勝利せば味々と正貨と交換して持去りたるも後には賭博塲主の損害たるを發見するに至り賭博塲の恐慌を來さんとせるに支那人賭博塲主の智識により此等の僞造物行使の防禦手段として毎月又は十日目毎に新しく異れる陶質貨を賭博塲より發行して此れを代用し交新頻盛なるにより僞造の暇なからしめたり。賭博塲主が何時變更するや計り知るべからざるに至りたれば僞造者は遂に閉口せりとの事なるも其數は無量何程なるや知り難き程の多

數に上り遂には同國民は政府鑄造の正貨少量なれば陶質錢は賭博塲のみの通用に止まらず市に於て盛に使用するに至りたれば政府鑄造の貴重なる金屬の正貨は國中に其影をも見ざるに至れり。

シャム國政府は國中に貴重の正貨なきを憂ひ嚴しき法律を設け陶質錢の製造を禁じ陶質錢を破棄して銅貨を鑄造し此れに替ひたる面白き歷史ありて其陶質古錢は現今稀薄となりたる理由なり。

此等の陶質錢は奇異なる形のみならず賭博塲名を支那文字にて王合公司、美利公司、和順公司、興隆公司、如意公司、順源、和記、永盛、玉記、和合、通享、玉順、王順、宋源、等亦加之延喜の字、寶、財、惠來、順財、等亦政府鑄造正貨の如く何々通寶とか幷に年月日と錢價を現はせり。或者はシャム國字を入れ或は支那文字を現はせり。

陶質貨位は以下の如し

SALUNG（サーロング）　支那文字にて　俴又は錢の字あり

FUANG（フアイング）　支那文字にて　方の字あり

SONGPEI（ソングペー）　支那文字にて　宋派の字あり

PAI（パイ）　支那文字にて　派の字あり

AT（アト）　支那文字にて　百文の字あり

1/16 SONGPEI（ソンペー十六分ノ一）　支那文字にて　貳百文の字あり

大部分は陶質にして美麗なる彩色をなし稀には色硝子、金屬及び貝類にて作りたるものあり。

最初賭博塲にて使用したるは西曆一千七百六十年なりしも使用を禁ぜられたる最後は西曆一千八百七十

塲合には其人買ひたる後に價に疑を生じ心中不平を抱くに至るや必せり。

眞の古錢家たるものは賣買又は交換に際しては必ず眞物なるや又は僞物なるやを明に言明すべきものなり若し不明なるときは其旨を明言するを要するものなり。

古錢家が眞物と信じて賣渡したる古錢が後日に至り他の古錢家が僞物と鑑定せし塲合には紳士の體面上又古錢家の義務として先に賣渡したる古錢を買戻すを法とす。

古錢家が自ら僞物と信じ其古錢を甚だ安價に賣渡したる後に於て該古錢が眞正の品たるを發見せし塲合には賣人は其古錢を元との安價なる直にて買戻す權なきものと知るべきなり。

前述は古錢に關する智識及び經驗ある古錢家間に行ふべき禮儀なるも以下譯述するは古錢の智識皆無なるものより古錢を買取る塲合に於ける法にして紳士古錢家間の法とは全く異れるものなり。

古錢に關する智識なき人より古錢家が古錢を買取る塲合には紳士たる古錢家の間柄の問題にあらずして智識ある古錢家の良心により所置して可なり。而して高價なる珍貨幣を其實量の濳直の安價に買受るも其れは古錢家の苦心研究せる智識と經驗の賜物にして古錢家が當然受けべきものなれば更に良心に恥辱たる點なきものなり。

例令ば或日某所に農夫が田畑の耕作に從事しつゝありたるに土中より古錢を發見し其古錢を古錢家へ持來り其古錢を金拾錢に買へと農夫より申出たりとせば其古錢を農夫の云ふが儘に買ひたる後は何事も決定せるものにして例令數百金の價格ありとも何人も此れに異義を云ふ能はず此れ全く古錢家たる智識の賜なりと云ふも可なり。

例令ば或日農夫が田畑に於て耕作に勞働しつゝありしに古錢を發見せり。農夫は該古錢を古錢家の家へ持來り此の古錢を賣りたき望みにより價格は何程なるや不明により推鑑に委せべきにより是非共相當の價格を以て此の發見の古錢を買取り與れと。申出でたりとする塲台には若古錢家が不必用なれば返答甚だ易き譯なり。

此の古錢は價格何圓何拾錢なり然し自分は（古錢家）此の古錢を入用なきなりと云ふのみ。而して若し古錢家が其古錢を入用なりとせば返答に甚だ困難なりと云はざるべからず如何となれば古錢家の附直を農民は必ず安價なりと推量する疑あり、古錢家の附直に安價ならずも安價と疑がはれるに至る。而して此の塲合に最とも上策の手段は其農夫の疑を晴さん爲めに。他の古錢家又は商人へ見せて直段を尋ねしめたる後に其古錢を再び持來られたし。而して其直は私が（古錢家）仕拂ふに適するか如何か。と云ふを上策とす。（未完）



英領ノースボニオ島

BRITISH NORTH BORNEO

西暦一千八百七十七年英國貿易商會社は該島北方の陸地を購買し併せて同地方の商權をも收得せり此島はシンガポールより南方に位置せる小島なり。

西暦一千八百八十二年英國の貿易商會社より初めて壹錢銅貨を發行せり此の銅錢は英國ヒートン造幣所より製出し其より毎年の如く鑄造せる爲め現今數多あり。

（第壹圖參照）

西暦一千八百八十二年半錢銅貨を鑄造し爾後毎年鑄造せり。表面は鎧之徽章と鑄造の月日を現はし徽章之內部には二人の土人あり一人は大刀を以て立ち他は防甲を以て立てり、上部には國旗を兩手にて捧げ內部にライオンの歩行するものと土人の舟あり。

（第貳圖參照）

背面は英字、支那字及びアラビックの三ヶ國の字を現はせり。

像の下部にはHの英字あり此れヒートン鑄造所の頭字を現はせしものなり。

（第參圖參照）

背面は第壹圖の如きものなり但し表面の價格の數字HALF CENTの英字あり該島に二種の古錢あり次號に揭載す。



古錢取扱に關する注意

外國古錢家は古錢を撰むに第一異物なるや僞物なるや。次は古錢の貨質及び形狀が完全なるや否やにあり。故に古錢家は古錢の取扱を知らざるものに見せるを望まざるなり、古錢家は常に貨質を害せざる樣注意を要するは勿論なれば圖に示したる如き様に二本の指間に挾み撿閲するを法とす此れ古錢を害せざるが爲なり。而して他の圖は古錢取扱に甚だ惡しき法なり錢の表背を二本の指間に挾むが故錢へは指脂を附着せしめ遂には錆を生じ永年の間には不知不識錢質を害するに至るや必然なれば古錢家は古錢の取扱上大に注意を拂ふべきものなり。



古錢を害せざる法

歐米の諸國に於ける貨幣鑄造法は我國昔時の貨幣鑄造法と相似たるものなりしが近時は全く舊法を廢し爾來は打出法により鑄造せらる。而して其の鑄造の最初に於て打出器の最とも新しき時に試撿的に鑄造せる貨幣こそ試撿錢にして其形、文字、肖像等は打出器の彫刻磨滅せざる時なれば錢の表背共に全く乾角と出來上り居れば諸外國の古錢家は爭て其の優美なる試撿錢を愛すにより價も普通の通貨より高價なり。又或時は壹錢



古錢を害する取扱方

銅貨を打出すべき打出器にて金銀を試驗鑄造する事もあり。而して打出器は數多貨幣の鑄造により自然磨滅荒埋を免かれず此れ普通錢が試驗錢に及ばざる點なるも平常古錢の取扱を知らざるもの丶貯たる古錢は其表背面共に害する事あり此れ古錢家の注意を要するものなり。



白耳義國貨幣　BELGIUM

歐洲大陸の列國文明の中央に鑄造せられたるものにして中眞に丸孔（丸孔は紐を通す爲めなるも東洋には古來ありたるも西洋にはなし）あるを以て甚だ奇異なりと云はれたる白銅貨あり。

曾て白耳義國は其の領國たるアフリカ　コンゴー州へ公用の貨幣を鑄造せし事あるも歐洲通用貨として中眞に丸孔ある貨幣は他に類例なく諸外國古錢家は極めて愛するに至り眞に天下の奇貨と云ふべき品なり。

（1）（第四圖）西暦一千九百年頃初めて有孔白銅貨を鑄造せり貨價は 10 CENTIMES 拾サンテームス。我國貨に換算せば凡そ四錢なり。

（2）（第五圖）同年頃　5 CENTIMES　五サンテームス有孔の白銅貨を鑄造せり我國の貨價に換算せば凡そ貳錢なり。

同國に於ては此等有孔錢の外には白銅錢としては單に壹種あるのみ即ち以下の如きもの一種なり。

（3）（第五圖）西暦一千八百三十二年以後に於て鑄造せしものなり貨價　10 CENTIMES　拾サンテームス

（4）（第六圖）は（3）號と同種なるも價貨は 5 CENTIMES 五サンテーム第四圖には英字の L、L、の二字あり此の意はレオポール王二世と云ふなり。

（第四圖參照）

上部には冠あり此れ同國王の冠なり下部の數字は貨幣鑄造の年月日を現はしあるなり。

LEOPOLD II　レオポール貳世

10 CENTIMES　拾サンテームス

（第五圖參照）

背面は第五圖の如きものなるも數字5と10の相異あり。

LEOPOLD II　レオポールド貳世

5 CENTIMES 五サンテームス背面は第四圖と同樣なり

（第六圖參照）

LEOPOLD I レオポール壹世 10 CENTIMES 拾サンテームス

背面は第七圖の如し數字の5と10の相異あるのみなり。

LEOPOLD I　レオポールド壹世

（第七圖參照）

5 CENTIMES　五、サンテームス

背面は第六圖の如きものなり。

第六圖にはライオンの像あり二本の後足に直立したるものなり。ライオンは白耳義國の御紋章なり。而し此のライオンの紋章はオランダ國及び其他にも用

ひたるも何づれも頭に冠を戴き前足に大刀を以て直立の像なるも此の白耳義國の紋章たるライオンに限り頭に冠を戴かず又前足に大刀を持たざれば他國と速に判別するを得べきなり。而して該國の錢は周圍にL'Union Fait la Force ユニオン　フイラ　フォスの字あり此れ合衆は大勢力を成すの意味なり。

銅貨及び其他の古錢に關しては他日掲載す。



諸外國之貨幣案內表

本誌は諸外國に於て中古及び現今通用貨幣の貨價に依り國名等を知り併せて我國通貨との換算を毎號A、B、C、の順次により掲載す讀者此れによれば直に國名、其外詳細に發見するの便あり。

ANNA　（アンナ）銅貨なり。我國の四錢六厘に該當す拾六枚を以てRupee（壹ルーピー）なり。英領印度、東アフリカ州及び海峽殖民地に通用せり。最近ニッケル、白銅貨を鑄造せり。

ANNA　（アンナ）銅貨なり。我國の四錢六厘に該當す。（五アナス）は六枚のPuttans（パタン）なり。

支那國南部コーチン地方に於て使用せり。

ANNA　（アンナ）銅貨なり。我國の四錢六厘に該當す。（壹アナス）は 2 Chockrams（貳チャリラムス）なり英領印度トラバンコウ州に於て使用せり。

ATT　（アト）銅貨なり。我國の九厘に該當す。六十四枚を以て 1 Tical（壹テーカル）となり。シャム國に於て通用せり。

AVO　（アボ）銅貨なり。我國の凡そ八厘强となり。壹百枚の（アボ）は 1 Pataca（壹パタカ）なり。ポーヂガル國の領土たるマカオ及びアンテモルの兩州に於て使用せり。

BAJOCCO　（バヨーコ）銅貨なり。我國の貳錢に該當す。壹百枚の（バヨーコ）は 1 Scudo（壹スコド）なり。ローマ時代に其國及び領土たりしボーフス州に使用せり。今を去る甚だ久し。注意、此貨の單位は（バヨコ）にて複數は（バヨム）

BAN　（バン）銅貨なり。我國の四厘に該當す。壹百枚の（バニー）は 1 Leu（壹レオ）となる。ルーメニヤ國に於て使用せり。注意、此貨の單位は（バン）複數は（バニー）なり。

BOLIVAR　（ボリバル）銀貨なり。我國の貳拾八錢

六厘に該當す。
（壹ボリバル）は壹百枚の CENTIMOS（センチモス）と同じ。
南米（ベチズラ）州に於て使用せり。

BOLIVIANO（ボリビヤノ）銀貨なり。我國の八拾四錢四厘に該當す。
（壹ボリビヤノ）は壹百枚の CENTAVOS（センタボス）と同じ。
南米（ボリビヤ）州に於て使用せり。

CANDAREEN（カンダリン）銅貨なり。支那に於て古代の鑄造なり、我國の凡そ壹錢四厘に該當す。
壹百枚の（カンダリン）は 1 TAEL（壹テール）と同じ、此の（テール）と云ふ貨幣は支那國及び同國内の各貿易開港に於て使用せり。

CASH（キャシ）銅貨なり。我國の壹厘に該當す。
拾枚の（キャシ）を以て壹錢となり。
支那國及び貿易開港に於て通用の貨幣なり。

CENT（セント）銅貨なり。我國の貳錢に該當す。
百枚を以て 1 DOLLAR（壹ダラー）となる。
北米合衆國、英領、北米、英領（コアナ）、英領ホンヂュラス及び英領（ナイセリヤ）等に於て使用せり。

CENT（セント）銅貨なり。我國の壹錢に該當す。
壹百枚を以て 1 DOLLAR（壹ダラー）となり。
英領ノースボニヲ、英領香港、支那國、支那貿易開港、サラワアク及び海峽殖民地に於て使用せり。

CENT（セント）銅貨なり、我國の七厘に該當す。
百枚の（セント）を以て 1 RUPEE（壹ルービー）なり。
英領印度　シーロン嶋及び（モリシヤ）嶋に於て使用せり。

CENT（セント）銅貨なり。我國の凡そ八厘に該當す。百（セント）は 1 GULDEN.（壹ゴールデン）なり。
和蘭國及び和蘭領地に於て使用せり。
注意（ゴールデン）は或は FLORIN（フローレン）とも呼ぶなり。

（未完）

ジヤマイカ嶋之古錢　JAMAICA

ジヤマイカ嶋は西印度嶋嶼中の小嶋にして英領中最も繁榮と云はれたる嶋にて西暦一千六百七十年に於て英國の領地となりたるものなり、茲に最も奇異とするは英國が初めて西暦一千八百六十九年に該嶋へ通用の白銅を鑄造せし事なり諸英領中他に白銅を通用せしは全く昨年迄は皆無なりし、而して其種類は三種あり。

（第八圖參照）

ONE PENNY 壹ペニー價格は我國の四錢に該當す。
英國現皇帝陛下イドオード七世の肖像あり。
背面は第拾圖と同じ貨價の數字相異あり。

(第九圖參照)

HALFPENNY 半ペニー價格は我國の二錢に該當す。女王クインビクトリヤの肖像あり。

背面は第拾圖の如きも貨價の數字相異あるのみ

(第拾圖參照)

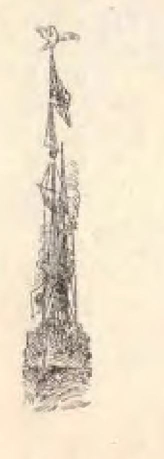
FARTHING. ファスング壹ペニーの四分の一の價なり我國の壹錢に該當す。

表面は第八、第九圖の肖像あり。

前揭三種の內最初の鑄造時代はビクトリヤ女王(VI-CTORIA)なり次は英國現皇帝陛下イドワード(ED-WARD)七世にして表面には女皇か又は皇帝の肖像を現はし背面には鎧の徽章を現はしパインアツプルの果實と鰐魚とを現はせり此れ等は何づも該嶋より多額の產出あり。

此の種の外にバルベドに於て使用する錢へもパインアツプルあり其圖は極めて大形の果實を一個のみ現はせりバベド嶋はジヤマイカ嶋へ接近し居り共に英領たり。

前述の外にジヤマイカ嶋に於て私鑄の通用銅錢あり此等は普通商人により鑄造並に使用せられ其種類は六種あり此の種の判別には(KINGSTON)(JAMAICA)英字あるを以て直に認識するを得べきなり。



ポーチガル國古銅貨幣 PORTUGAL

ポーチガル國の銅貨はスペイン國と殆と同時代西曆一千五百年頃に鑄造せられたり。而して其以前よりポーチガル國の領土たる西印度に於ては銅貨を通用し居たり。

同國の鑄造せる銅貨は大抵同國の鎧の徽章あるが故に判別に最とも易く若し一見せば速に判明するを得べきなり。

同國の銅貨にして稀には鎧の徽章を現はし置かざるも其銅貨には王冠を現はせり。而して王冠のみ現はせるは第四圖の如きものなり。

第五圖に於て鎧の徽章を明確に認識するを得べきなり。

同國最初の鑄造たる銅貨には中央に城砦あり城砦の周圍は水を廻らし三個の高塔は水上高く突出せり。此の銅貨は甚だ粗造の貨幣にして現今は稀に見るのみなり。第一圖は卽ち此の最初の鑄造たる粗造銅貨なり。

(第拾壹圖參照)

第拾壹圖　CEITIL(シーテル)銅貨にして EMANUEL(エマニイル)王の時代に鑄造せり。

年代は西曆一千五百二十一年なり。

背面はポーチガル國の鎧の徽章を現はせり。

(第拾貳圖參照)

第拾貳圖　3 REIS(三レース)銅貨にして PETER II ピーター二世の時代に鑄造せり。

年代は西曆一千七百〇三年の鑄造なり。

背面は第拾參圖の如し、然し(三レース)なり。

第二圖の銅貨は全く新形にして模樣精美なり。貨幣の一方には王の頭字及び上部には王冠を現はし周圍

には國名のボーチガルの字あり背面には中央に貨價あり廻りには VTILITATI PVBLICAE 字あり此れ公用貨幣の意味なり。而して鑄造の年月日あり此の以後鑄造せる銅貨には皆鑄造の年月日を現はせり。

（第拾參圖參照）

第十三圖　1/2 REIS（一半レース）銅貨にして JOHN V.（ヂョン）王五世の時代に鑄造せり。

年代は西暦一千七百十四年なり。

背面は第十四圖の如し。

第十四圖　5 REIS（五レース）銅貨にして時代及び王は第十三圖と同様なり。

背面は第十三圖の如きも（五レース）なり此の圖は王冠の形狀を判明に現はせり。

同國鑄造の銅貨は當時迄第十二第十三第十四の如きも爾來は新形の銅貨を鑄造せり。

表面には同國の錢の徽章を貨幣の中央に現はし周圍には王又は女王の名を現はせり。

國王の時代に鑄造せし銅貨には REX（レッキス）の字あり此れラテン語にして王と云ふ意なり。

女王の時代に鑄造せし銅貨へは REGINA（レヂナ）の字あり此れラテン語にして女王と云ふ意なり。

王と女王と併立の時代に鑄造せし貨幣は REGES（レヂス）の字あり。此れラテン語にして女王及び王と云ふ意味の字なり。而して此等のラテン語はボーチガル國の貨幣を判斷するには最とも必要の文字なり。

（第拾五圖參照）

第拾五圖　表面10 REIS（十レース）銅貨なり。

JOHN V.（ジョン五世）の時代に鑄造せり。

年代は西暦一千七百四十五年なり。

（第拾六圖參照）

注意。第十六圖は第十五圖の背面にしてボーチガル國の錢の徽章を判明に現はせるものなり。

（第拾七圖參照）

第十七圖　3 REIS（三レース）銅貨なり。

MARY（マーレー）女王及び PETER（ピター）王併立の時代に鑄造せるものなり。

年代は西暦一千七百七十七年なり。

背面は第十五圖の物と單に王名の異りたるのみなり。

（未完）



希臘古代之古錢

ANCIENT GREECE

希臘國は歐洲の南東の一隅に位置し世界中最も早く文明開化の域に達したる古國にして其建築術、美術、貨幣鑄造の諸點に於ては其の進歩發達特に顯著にして當時文明國と稱せられたる羅馬國よりも數等進歩し居れり初めて貨幣の鑄造せられたるは大凡そ紀元前八百年の中頃とす。

希臘古錢は羅馬古錢よりも其の鑄造に於て一層美術的たるのみならず年代の甚だ古き故に是れを集聚研究するは最も好味あるものなり。

羅馬國の古錢を集聚研究するもの甚だ數多あるも之れに反して希臘國の古錢を集聚するもの甚だ稀なり記者の考案によれば第一、羅馬古錢は其價比較的低廉にして集聚の容易なること、第二、羅馬古錢に關

する著書數多ありて世人に知られ居るも是れに反して希臘古錢には右様の事なきこと第三、羅馬國の文字は其の意義形狀甚だ單純にして一見何人と雖も其の羅馬文字たるを判明し得るも希臘文字に於ては然らずして是れを理解判明するに非常に困難を感ずること、希臘古錢は其初め何所より來りたるや諸說區々にして茲に斷言す能はざるも近東亞細亞より進入したるものとの說斯道專門家の主張する所にして最も有力なりとす PHAEIDON（ピードン）と云ふ ARGOS（アルゴス）國の王は AEGINA（アゼナ）國を征服せり其當時其王は初めて貨幣の鑄造をしたるとの說は最も有勢にして大多數の人に依りて證明せられたり。

大古希臘國の古錢は同國內に於ける著名なる三都市にて初めて鑄造せられたるものと推定され其三都市とは左記の如し ATHENS（アゼンス）AEGINA（アヂナ）CORINTH（コーレンス）本誌は號を追ふて右三都市に於て鑄造せられたる古錢に關して詳細に說明せんとす今號は唯三都市古錢の大體に付き記述せんとす。

アヂナ　の古錢は其の表面に龜の鑄形を有す。

アゼンス　の古錢は其の表面に鳥の鑄形を有す。

コーレンス　の古錢は馬の鑄形を有す。

其の最初の古錢は寺院に於て鑄造せられたり如何となれば寺院は最も安全にして靜なる故なり其鑄造法に付き說明せんか、先づ鐵棒の一端を十文字の如く削り其れに銅を載せたる後に龜形の打形彫刻ある者を以て打ち出したるものなれば其の表面には龜形の彫刻を現し裏面は十文字形を現し斯の如くして最古の貨幣は鑄造せられたるなり。

（第十八圖參照）

LYDIA　リヂヤ　STATER　價ステータル

[illegible]錢質エレクトラム是れは金と銀を各半分宛交合せるもの丶名稱なり。（第拾九圖は第十八圖の背面なり）

第十八圖の古錢は全世界中にて最も初に造られし古錢にして確實なる歷史は知るに難きも大凡西曆紀元前七百年に亞細亞に近きリヂヤと稱する處にて造られたり表面は獅子の半像をあらはし背面は打出しの際に下部の臺の形ちあらはれ居れり。

（第二十圖參照）

IONIA　アイオニア島　½ STATER　價半ステータル

錢質は第十八圖と同じ。

時代も同じ。

歷史も大凡第十八圖と同じく確實ならず。（二十一圖は二十圖の背面なり）

但し此時代には背面の打出しの際の下面の臺の形ちに或る模樣をあらはす迄に進歩せり。

（第二十二圖參照）

AEGINA　イヂナ島　STATER　價壹ステータル

錢質銀

時代は第二十圖のものより少しく後なり。（二十三圖は二十二圖の背面なり）

此古錢は確實に歷史を知り得る最初のものなり西曆紀元七百年程以前にして表面龜の圖あり背面は第十八圖と第二十圖の中間に相當するの打出しの臺の形をあらはせり。

記者は此の貨幣に就き次號に詳述せんと欲す。

（未完）

羅馬古錢の來歷

ANCIENT ROME

大凡そ紀元四百年前初めて羅馬國に於て鑄造せられたるは銅貨にして其の鑄造法方及び形狀に甚しき變化なかりしが是れに反し希臘國に於て初めて鑄造せられたる銅貨には著しき變化發達を來せり。

歐洲文明の初め即ち西曆紀元前二百六十八年に初めて銀貨は鑄造せられたり、其の以前銅貨の鑄造ありたるも果して何人によりて鑄造せられたるやは歷史上何等の記載もなく莫として不明なるも多數世人の傳說に依れば希臘國の或る一部の美術家の手によりて創鑄せられたる說最も信賴するに足る。

羅馬國の鑄造に係はる貨幣は其共和政府時代のものと帝國政府時代のものとの二大區分に分ち得べし。

偖て大凡そ紀元二百六十八年前に羅馬國に於て初めて鑄造使用せられたるものは DENARIUS（デノンアス）と稱する銀貨にして其の補助貨幣として QUINARIUS（クエナンアス）及び SESTERTIUS（セスタテアス）の二種を有せり。最初羅馬國の鑄造に係はる銅、銀、金貨は皆其の表面に ROMA（ローマ）即ち國名を現せる文字を有せり又是れより以前の羅馬古錢は其の表面には各々 MINERVA（メナールヴァ）、DIANA（ダイアナ）、JUPITER（ジブタ）及 VICTORIA（ウクトリア）等の神の名を現はせる文字を有せり、羅馬國に初めて（金）の輸入したるは銅貨の鑄造ありたる同時代にして即ち紀元前二百十七年とす而して其の當時 MARS（マールス）と稱する神の名を記して鑄造せられしも其の數量甚だ僅少にして後世に現存せるもの殆んど無し。

前記說明したる貨幣は皆羅馬國の製造に係はるものにして其の時代は紀元前二百六十八年より同三百四十二年の間なりとす、猶は同時代に羅馬政府の配下に屬する都市即ち CAMPANIA（コンパチア）に於ても貨幣は鑄造せられたり。歷代の羅馬皇帝は自己の名を貨幣の表面に鑄刻するを好めり而して其の名を便宜上適當に短縮して貨幣に附せり。羅馬共和政府時代の鑄造に係はる銅貨は其の形狀等に於て甚しき變化發達なく如何なる時代に鑄造せられたるやを斷言するは困難なる業に非らざるも尙は一步を進めて然らば果して何と云ふ皇帝の行政時代に屬するものなるやは歷史上何等の證明なき爲め茲に確述せず。記者は茲に或特種の貨幣に關して詳說するを避け唯單に羅馬國貨幣に付き概畧を記載し以て緖言に代へんとす、羅馬國古錢は左記の四期に鑄造せられたるものと區分され得べし。

（一）第一期は羅馬國の建設より紀元前二百六十八年迄とす其の時代に鑄造せられたる貨幣は AES（アエス）と稱す。

（二）第二期は紀元前二百六十八年より同二百十七年迄とす其の時代に至り（アエス）貨幣の大いさは縮少せられ同時に銀貨は鑄造使用せられたり。

（三）第三期は紀元前二百十七年より同二百〇四年迄にして其の當時使用せられたる貨幣を DENARII（ダイナルレ）と稱す。

（四）第四期は即ち紀元前二百〇四年より羅馬共和政府の最終迄にして其の時代に使用せられたる貨幣も同じく（ダイナルレ）と稱す是れより次に來るは羅馬帝國時代なりとす。

記者は本號に於て或る特種の貨幣に付き說明するを避け單に羅馬國にて鑄造せられたる三種の銅貨に付き少しく記載し以て讀者の一覽に供せんとす。其の三種の貨幣各々 Æ 1（銅一）、Æ 2（銅二）Æ 3（銅

三）と稱す。

（第二十四圖參照）

銅一は羅馬に於て鑄造せられたる最大なる眞銅貨幣なり、此の圖は其の表面を示すものなり而して此の最大なる貨幣は他の貨幣に比して其の數量最も少し。

（第二十五圖參照）

銅一の裏面にして最も巾の厚き貨幣なり然も數百年の歲月を經たる其の大さは磨滅するに至れり。

（第二十六、二十七、二十八圖參照）

銅二、此の三圖は銅二の大いさを示せるものにして第二十六圖は其の表面、第二十七圖は其の裏面を示せるものなり、而して銅一の如き厚さを持つ、第二十八圖は表面を示す。

（第二十九圖參照）

銅三、は羅馬國貨幣の最小なる銅にして圖は其の表面、第三十圖は其の裏面を示せるものなり、此貨幣の多くは其の周圍は切取れ、或はマメッせる爲め其の大いさは縮少されたるなり。

記者は本號に於ては唯此等の貨幣の大いさに付述べたるも後號に於ては詳しく此等の說明をせんとす。

（未完）

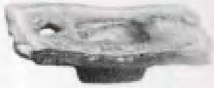



(3)
(22)
(17)
(29)
(13)
(25)
(6)
(28)
(14)
(16)
(1)
(12)
(21)
(26)
(23)

外國古錢月報第壹卷第貳號目次



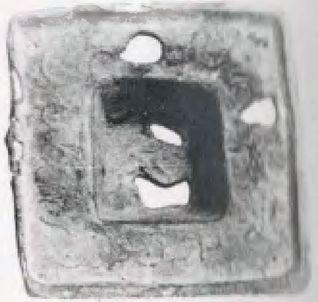
（斜　面）



（斜　面）



（表　面）



（背　面）

バアハン國冠形古錢

（本誌に詳細なる記述あり）

パアハン國冠形古錢之歴史

PAHANG

面白しろき貨幣は數多あるもパアハン國に於けるペユタール（PEWTER）と稱する白色柔かにして鉛及び錫の合金を以て四角なる帽子に形取りて鑄造したるものは最も面白く又好味あるものなり、パアハン國はシンガポールの北部に位置し英國政府の配下に屬して同國酋長に依りて支配さる、同國は此のペユタールと稱する金屬を產出する鑛山多くあるを以て貨幣鑄造に使用せられ居る譯なり、如何なる理由を以て斯く帽子に形取りて貨幣を鑄造せしかは不明なるも或一分の人々は是れは鑛山より掘り出したる金屬を鎔解するに用ふる竈を形取りて作りたるものなりと云へり、此の貨幣は皆其の緣に穴を有するを以て糸にて縛り得べし、上部にアラビア文字の銘刻及其の下部に飾あり。

同貨幣に三種の價あり今左に

SATU　サトウはマレー語にて一を意味する故に日本の一錢に相當するならん。

DUA　デユアは同じくマレー語にて二を意味する故に日本貨幣二錢に相當すべし。

AMPAT　アンパットは同じく四を意味するを以て日本貨幣四錢に相當すべし。

同國に於て吾人に知られ居る貨幣は前記の三種なり此等は皆本號の附錄にて詳しく圖解さる。

支那文字成利公司の彫刻を有する大貨幣は甚だ稀薄なり而してアラビア數字にて年代千二百三十五を有す此の外前々の貨幣等は何れも普通ならざる故に從ひて其の價も高し。

（完）

本誌第三號に於て英、米及び他諸國の貨幣の來歷を記載し同時に希臘及羅馬國の貨幣及び其外古錢に關する興味ある面白き事柄を陳述すべし。

外國古錢月報　第貳號

モロッコ國之古錢
MOROCCO.

昔時モロッコ國に於て製作されたる總ての古錢は其の著しき特色として圖に示す如く何れも表面に二個の三角形を交叉し其の中心に圓點を有するが故に其のモロッコ國古錢なるを直に認識し得べし、而して三種に大別し各其狀態を異にす、今其の相違せる點を列記すれば左の如し。

（第一圖參照）

圖に示めしたる如く周圍は數多の短線隊を以て包まれ其の內部には即ち前に述べし如く星形のものを彫刻せるものを第一種とす。

（第二圖參照）

圖に示めしたるは前者よりは形稍小さく周圍は一個の圓輪を以て包まれるを第二種とす。

（第三圖參照）

圖に示めしたるは前者よりは少しく小にして其の周圍は二重の圓輪を以て包まれるものを第三種とす。

扨て其の當時モロッコ國を除き諸外國に於て打出法或は壓迫を以て貨幣製造の方則としたるが是に反してモロッコ國に於ては爾來鑄形を用ひて貨幣製造の方法とせるが故に是れが研究の最も趣味あるものあり尚一層奇異なるは其の貨幣の表面に自國の文字を使用せずして專らアラビヤ文字及び其の年代を現すに歐羅巴の數字を印刻せるにあり MAHOMEDAN ERA マホメット年代を熟知せざる讀者は其の古錢を見て非常に長き年數を經たるかの如く思惟せるならんも決して然らず、如何となればマホメット年代は西曆

紀元より六百二十二年後に起りたるものにして彼の有名なるマホメット教の開祖として亦預言者たるマホメットより起因せるものなり、此の預言者即ちマホメット氏は世人の苛酷なる迫害を怖れ且つ避けんが爲め西暦紀元六百二十二年にMECCAメッカと稱す都市よりMEDINAメヂナと云へる市へ逃れ去りたり而して此のマホメットの年代を稱してHIJIRAヒジラと云ふ、偖て西暦紀元何年はヒジラ何年に相當するかを發見せんには玆に或る一定の法則ありて容易に之れを發見するを得べし、今其法則を左に說明せんに例せばヒジラ一千二百四十二年は西暦紀元幾年に相當し居るかを知らんとするに當り先づ此の一千二百四十二年より其の三割の年數即ち三十八年を引去りたる殘餘即ち一千二百〇四年に六百二十二年を加へたるもの即ち其の和なる一千八百二十六年は今求めんと欲する西暦紀元の年數に相當するものなり。

而かして此のモロッコ國古錢の表面には單に三種の異りたる彫刻あるも其の裏面には其れ以上數種の異りたる彫刻を有す、記者は既に表面に就き說明したれば今度は其の裏面の異りたる五六種のものを擧げて說明せんとす。

(第四圖參照)

圖に示めせるは稍最初に鑄造せられたる銅貨にして貨幣の裏面を示したるものなり其の中部には一の橫斷線ありて上下の二部に區分す、而して其の上部には即ちモロッコ國の文字を示し其の下部は羅馬數字にてヒジラ一千二百四十二年の年代數を現し其の右側には稍小さき圓形を示めせり、同國古錢は此の以前の鑄造に係りたるものは總て此の如き小さき圓形を印刻せるものなり此を第一種とす。

(第五圖參照)

圖に示めせるものは前者よりは稍後に出でたるものにして且つ其の數最も僅少なれば現今に於ては殆んど其の存在を見ることを得ず、圖に示す如く矢張り中央に一線ありて上下部に分ち上部には即ち羅馬數字を以てヒジラ一千二百六十六年と下部には同國文字の印刻を示めせるものなり此を第二種とす。

(第六圖參照)

圖に示めすものは最も普通にして其の中央に一線ありて以て上下部に區分し其の上部は同國文字を用ゐ其の下部は羅馬數字にてヒジラ一千二百六十六年の彫刻あり此を第三種とす。

(第七圖參照)

圖に示めすものは前記のものと異り其の中央に區分線を有せざるも其の周圍は不完全なる二重の圓き輪廓もて包圍され其の上部には同國文字を以て示めし下部には羅馬數字にて即ちヒジラ千二百八十六年代を現せり此を第四種とす。

(第八圖參照)

圖に示めすものは其の上下部に各二線を有し其の中部には年代の印刻あるも甚だ不明瞭にして判讀し難し此を第五種とす。

(第九圖參照)

圖に示めすものは其の周圍に不完全なる星形の輪廓を有して其中部には羅馬數字を以てヒジラ千二百六十五年代の彫刻あるを認む此を第六種とす。

以上此の種の古錢はヒジラ一千二百〇七年より一千二百九十年迄での間即ち西暦紀元一千七百九十年より一千八百七十三年の間に於て鑄造せられたるものなり、而かして今其の當時の價格に付きて云はんに

最も大なるものは三FALOOSファロース、其の次は二ファロース、最も小なるものは一ファロースにして各其の大小形狀の異なるに從ひて其の價格も亦異なるを見る、最後の羅馬國王は前に説述せし古錢の外猶數種の異りたる貨幣を製造せり記者は其れ等の貨幣に就て次號に於て詳細に記載することあるべし。（未完）



古錢家之禮儀作法（前號の續）

本誌第一號に於て既に記者は古錢賣買交換等に就き詳細に報道したれば今回は古錢集聚家若しくは古錢家等の訪問に關する一般の事柄を詳述せんと欲す。凡そ無教育なるものはいざ知らず多少の教育修養ある古錢集聚者は自己の古錢集聚に付き評判さるゝ事を好むと同時に他の古錢家の好評をも嬉び而かして益々其の親交と密接なる連絡を絶ざらしむる事なからんを望む若し他人の乞あるときは喜びて是が一覽を許すを以て益々其の趣味を豐福増大ならしめんとするものなり、されば苟も古錢家たる以上は此等の精神に省し正當の理由なくして猥に他人の閲覽を厭ひ其を拒絶するが如きは眞正の古錢家として決して取らざるものなり、若し讀者にして古錢家を訪問し彼が集聚せる古錢を閲覽するに際し彼は訪問者に對して即ち閲覽の榮を與へしめたるものなれば少くとも其の厚意を感謝し大に滿足せざるべからざるは勿論なり而かして彼の許可なくして猥に古錢の保藏しある器物の蓋を開き猥に手を觸るゝ等の輕噪的暴行あるべからずよしんば彼の快諾を得て古錢を手に取る場合に於ても是を汚し又は床上に落下せしむる等の過失無き樣總て愼重なる体度と周到なる注意を拂はざるべからず、又彼が其の古錢の陳列室を出るときは訪問者も又如何なる場合を不問必ず彼と共に其の室内を去り決して古錢に手を觸るべからず。

若し讀者諸君にして初めて古錢集聚家を訪問して其の由來歷史を尋ね又は如何なる方法に基きて集聚するか又如何なる功果を來し得る等の尋問を試むる時否少くとも自己の參考利益と思ふ所を尋るに當り先づ慇懃丁寧に其の敎を受けんことを乞ふなり決して彼をして不快の感を抱かしめ或は機嫌を損せしめぬ樣注意すべく專ら其の歡心を求めん事を計るにあり蓋し其は人情の常として彼等は不快と不快ならざる時に於て其の説明の精細丁寧と不盡にして不親切なるとの大相違あるなき不能るものなればなり。

然して其の方法として種々あるも記者は茲に其の一二を述べんに訪問者として先づ其の古錢の重寶にして珍奇なるを賞贊すべきなり其の他適宜に巧みなる氣才を巡らすも可なり、然れども茲に最も困難を感ずるは未だ一面識もなき古錢家に就きて其の閲覽する古錢の眞物なるか又は僞物なるかの疑念を生じたる時今一歩進みて其の眞僞を確かめんと試むるに當り假りそめにも古錢家の感情を害せざる樣にするには讀者諸君には如何なる方法に依るか即ち云はざるを是とするか又云ふを是とするかに在りて何人も躊躇する難問題なり、記者は今茲に其の是非を判別す

るを不要其は唯だ讀者は其の時の臨機應變の策にありて歸するところは唯だ古錢家をして感情を不快ならしめざる範圍内にするにあるのみ、然れども其の後數回に及びて相互の意氣共に疎通し互に其の氣質を知るに至る時は强て遠慮するに及ばず自己が思ふ意見若しくは其れに對して說明を與ふるも決して其の禮を失せるものに不非して却て其の情交の點に於て大に賛すべく又賞すべきものなり。

又古錢家は其の親密を思ひ熱切なる意見若しくは教を述べられん時には謹しみて敬聽するは勿論にして自己も又腹藏なく意見を陳述するもさまたげず、然れども前に述べたる如く餘り情交の温かならざる人に於ては是等の點に於て大に注意と遠慮を要すべき事なり、而して猶一層困難を感ずる場合あり即ち合手は自己より非常に地位名望の高き人或は又人格及び經驗年齡等の點に於て餘り間隔の相違甚しき場合は最も痛切に感ずるものなり、假へ古錢家として自己よりも古錢に就き經驗に乏しき場合に於ては事更に注意を要すべく苟も輕躁なる言動或は傲放なる振舞等あるべからず。

又是れに反し訪問者は集聚家より古錢の智識に乏しき場合は先づ其の人を敬愛し謹みて其の教を受くるは當然にして閲覽したる古錢等に對し苟且にも此は眞物なりとか此は僞物なりとか直に其場にて斷言するものに非ず其は古錢の眞僞を確むるは非常に困難なる事にして古錢取扱に付き智識經驗を兼備せる大家と雖も其の鑑定を誤ること珍からず况んや經驗の淺薄なる人に於てをや故に何人も是等に注意し決して杜撰曖昧なる判斷を下すべからず。

又公衆の群集する場所等に於ては決して他人の集聚に係はる古錢の是非眞僞等に付き批判する等の行爲あるべからず。

然ども親密なる友人間に於ては斯くするを要せず蓋し相互に意見を交換し以て古錢研究の資料となれば

若し讀者諸君は古錢家或は古錢商の所に於て珍奇なる貨幣を發見するときは其所有主の許諾なくして猥に口外し或は公にすべからず如何となれば其の公陳するとせざるに依り古錢の價格騰落に偉大なる關係あるものなればなり、彼若し古錢家なるときは先づ其の承諾を得若し商賣人なるときは先づ其を購求したる後にあらざれば如何なる場合も決して口外し或は公にするを許さず、然れども博物館の如き公衆の爲めに設立に係る公開場に於ては必ずしも斯するを要せずと雖も若し同所に於て僞物なりと思惟するものを發見するときは直に是れを僞物なりと獨斷を以て公陳すべからず斯る場合は宜敷く同館係員若しくは檢査官に會ひ其の意向を尋ね其の旨を詳しく申し傳へ置くは最も上策にして紳士的の處置なりとす。

（未完）

加拿陀國之古錢
CANADA.

先づ加拿陀古錢を論ずるに當り同國歴史の概要を記述するは其の古錢研究に對し便益なりと信ず、其の初め加拿陀國は紀元千四百九十七年中 JOHN(ジォン及び SEBASTIAN CABOT（セボスチアン、カボト）と云へる二人に依りて發見せられたるものにて同千五百二十四年に佛國人の移住始まり同千六百〇八年に QUEBEC（コエベック）と云ふ都市は起れり同千七百五十九年に至り其の佛國人に依り移住せられたる加拿陀國は遂に英國人の掠奪する所となれり。

初め加拿陀國は上下の二州に區分されたるも同國人の是を好まざる故に紀元千八百四十一年に至り再び連合せり後紀元千八百六十七年に全加拿陀及び其の近隣にある英國殖民地は合體して茲に新に加拿陀領

地なるものを組織するに至れり。

加拿陀古錢を區分して三種とす、加拿陀國は佛國殖民地たりし當時のものを第一種とす、銀行、商社、其の他の私設會社の發行に係はるものを第二種とす、加拿陀政府の發行せるものを第三種とす。

或る加拿陀國古錢は非常に高價を有するものにして其の大部分は銅製なり、殊に加拿陀國の爲め佛國に於て鑄造發行せられたる貨幣は其の最數甚だ稀薄にして珍奇なるものなり吾輩は茲に是等の貨幣に就き說明するは暫時置き單に同國普通の貨幣に付き陳述すべし。

記者は茲に前述三種の內第二種即ち銀行、商社、其他私立會社の發行に係はるものより說明せんとす。

（第十圖參照）

此の圖に示したるはCity Bank（セテー・バンク）の發行に係り其表面にはラテン語にてConcordia Salus（コンコルデア、サラス）即ち一致和合は健康にありと云ふ文字を彫刻せる加拿陀國の文章ありて其外側上部にはBank Token（バンク、トークン）と云ふ文字を有し此れは私立銀行にて發行せるを示したるものなり、而して其の文章の下方には其の發行年代千八百三十七年及び其價額半ペーヂを有す又其の文章の下方に橫はれる（リボン）ありて最も小さき文字にて此の貨幣を發行せる銀行の名即ちCity Bank（セテ、バンク）を彫刻せり。

（第十一圖參照）

其の裏面に冬着の衣服を着せる加拿陀人の肖像を有し其の周圍に佛國語を以てProvince du Bas Canada（プロウンス、デユ、カナダ）等の文字あり、是れは日本語にて下州加拿陀を意味せるものなり而して其の下部には價額を現はせる文字Un Sou（ウン、スイ）あり。

此の貨幣を前記の諸銀行即ちMontreal, Du Peuple, City, Quebec 等は皆競ふて鑄造發行せしも唯各自相違せる點は文章の下部に橫はれるレボン中にある最も小さく彫刻せる銀行の名のみなり。

而して其の文章內に於て上部には薔薇の花、側部には薊花及びオランダ、ゲンゲの花、下部には海狸の彫刻あり其の發行年代は紀元千八百三十七年なりとす、此の半ペーヂ貨幣を俗に"Papineau's"（パペチアス）と稱す又一ペーヂ貨幣は其の狀態模樣は半ペーヂ貨幣と全く同一なるも唯其れよりも稍大なり。

（第十二圖參照）

此の貨幣はモントレール銀行のみにて發行せしものにて其の裏面には家屋の前面を寫せる繪及び其の周圍にProvince of Canada（プロウエンス、オブ、カナダ）、Bank of Montreal（バンク、オブ、モントレール）を彫刻せる文字を有して其の表面は前記十一圖のものと全く同一なる故茲に其の說明を略す、而して其の發行年代は紀元千八百四十二年、同千八百四十四年同千八百四十五年の三時限を有して然も最後のもの即ち千八百四十五年の貨幣は其の數量の點に於て甚だ稀薄なるも是れに反し最初の二種のものは珍奇ならず。

猶ほ此の外同銀行の發行したる貨幣あり其の裏面には家屋の前面兩側を示したる繪を有し是れは其の數量最も僅少にして珍の珍たるものなり、同銀行は一ペーヂ及び半ペーヂの二種を鑄造發行せり。

（第十三圖參照）

此は其の裏面は第十一圖と殆んど同一なるも單にPROVINCE DU CANADA（プロウェンス、デュ、カナダ）のみの文字を有す而して是れに反し其の表面は全く異なるを見るべし其の中央には一婦人の岩上に腰を掛け其の手を楯の上に置き遙に舟の海洋上に浮び此の婦人の後方に見ゆる山の如きものは加拿陀の首都コエベックの城を現はせる最も精密美麗なる彫刻あり其の上部にQUEBEC BANK TOKEN（コエベック、バンク、トークン）其の下部には發行年代千八百五十二年及び其價額半ペー子等を彫刻せる文字あり、尙ほ此の外一ペー子のものもあり。

前記數種の外尙私立銀行にて鑄造發行せられたる貨幣あるも此れは上洲加拿陀に屬する故後日詳しく陳述すべく本號に於ては下州加拿陀の貨幣のみを記述せり。

諸外國貨幣案內表（前號の續）

CENT DE ESCUDO（セント、デ、エスコド）

此はスペン國及びスペン殖民地に於て使用さるゝ銅貨にして一セント、デ、エスコドは日本通幣貨の一錢に相當する故に百セント、デ、エスコドは一ESCUDO（エスコド）に相當す。

CENT DE PESETA（セント、デペセタ）

此はスペレ國及びスペン殖民地に於て使用さるゝ銅貨にて一セント、デ、ペセタは日本通貨の四厘に相當す、又百セント、デ、ペセタは一PESETA（ペセタ）に相當す。

CENT DE PESO（セント、デ、ペソ）

此はスペン殖民地のみに於て使用さるゝ銅貨にて一セント、デ、ペソは日本通貨の一錢に相當す又百セント、デ、ペソは一PESO（ペソ）に相當す。

CENTAVO（センタヴ）

此はアルジンタイ共和國に於て使用さるゝ銅貨にて一センタヴは日本通貨二錢に相當す、又百センタヴは一PESO（ペソ）に相當す。

CENTAVO（センタヴ）

此はボリペア國に於て使用さるゝ銅貨にて一センタヴは日本通貨八厘に相當す、又百センタヴは一BOLIVIANO（ボリヴアノ）に相當す。

CENTAVO（センタヴ）

此はチリ、コスタレカ、エキユアドル、ガテマラ、ホンダラス、子カラガ、サルウアドル等の諸國に於て使用さるゝ銅貨にて一センタヴは日本通貨の八厘に相當す、又百センタヴは一PESO（ペソ）に相當す。

CENTAVO（センタヴ）

此はコロンビア共和國に於て使用さるゝ銅貨にて一センタヴは日本通貨貳錢に相當す、又百センタヴは一PESO（ペソ）に相當す。

CENTAVO（センタヴ）

此はキユバ國に於て使用さるゝ銅貨にて一センタヴは日本通貨一錢八厘に相當す、又百センタヴは一PESO（ペソ）に相當す。

CENTAVO（センタヴ）

此はメキスコ國に於て使用さるゝ銅貨にて一センタヴは日本通貨九厘に相當す、又百センタヴは一PESO（ペソ）に相當す。

CENTAVO（センタヴ）

此はペル國に於て使用さる、銅貨にて一センタヴは日本通貨一錢に相當す、又百センタヴは一SOL（ソール）に相當す。

CENTAVO（センタヴ）

此はウエゲエ國に於て使用さるゝ銅貨にて一センタヴは日本通貨二厘に相當す、又百センタヴは一 REAL（レール）に相當す。

CENTAVO（センタヴ）

此はウエヌジエラ國に於て使用さるゝ銅貨にて一センタヴは日本通貨一錢二厘に相當す、又百センタヴは一 PESO（ペソ）に相當す。

（未完）



アイスル、オブ、マンに於ける貨幣

ISLE OF MAN.

アイスル、オブ、マン島は紀元千四百〇六年より同千七百三十五年に至る迄ダールベ伯（EARL OF DERBY）一族の所有に屬したるものにて彼等一族は紀元千七百〇九年に初て此島民の爲め貨幣を鑄造發行せり。後ちアソール公（DUKE OF ATHOL）は此の島を所有するに當り亦彼も貨幣を鑄造せり、凡て此の島に於て鑄造せられたる貨幣は皆其の一面に三本脚の彫刻を有するが故に直に其れを認識し得べく此の三本脚は上古希臘時代にシヽリ島（SICILY）より來りたるものゝ如く俗に萬壽形と稱す。古代希臘の或貨幣は矢張り此の三本脚の彫刻を有せり而して其れをスウエステカ（SWASTIKA）と稱す、記者は茲に記述せんとする最初の貨幣は其の表面にスタンレー（STANLEY）家の紋章及び其の頂上は不變と云ふ意味を現はせる佛語（SANS CHANGER）等の文字而して其の裏面には年代の間に三本脚、其の周圍にラテン語を以て格言コークレクエ、ジセレス、スタベット（QUOCUNQUE GESSERIS STABIT）及び其の三本脚の中間に定價を有す。

（第十四圖參照）

此の圖は同島貨幣一ペーヌの裏面を示せるものなり。

（第十五圖參照）

此圖は半ペーヌ貨幣の表面を示せるものにして其の鑄造年代は紀元千七百五十三年なり。

（第十六圖參照）

此圖はアソール公の鑄造せる一ペーヌ貨幣の表面を示せるものにして王冠、畧字及び其の下方に年代即ち紀元千七百五十八年を有す、而して其の裏面は第十四圖と同一なるも三本脚の間に定價を有せず。

紀元千七百六十五年に至り英國政府は此のアイスル、オブ、マン島を購買して同島民の爲め貨幣を鑄造發行せり。

（第十七圖參照）

此圖は英國々王ヂォルヂ三世（GEORGE III）の鑄造したる一ペーヌ貨幣の裏面を示せるものにして其の年代は千七百八十六年なり。

（第十八圖參照）

此圖は前記十七圖に示せる貨幣の裏面なり。

（第十九圖參照）

此圖はヂォールヂ三世の紀元千八百十三年中に鑄造發行せる半ペーヌ貨幣の裏面を示せるものにして其の緣に格言を印刷しあるを見る、ヂォ

ージ三世の本國即ち英國に於て鑄造したる貨幣は皆其緣に格言を有す。

(第二十圖參照)

此圖は一ペーヂ貨幣の裏面を示せるものなり。

ビクトリア(VICTORIA)千八百三十九年。

(第二十一圖參照)

此圖は第二十圖に示せる半ペーヂ貨幣の表面を示せるものなり。

(第二十二圖參照)

此圖は二十圖と同樣なるも價格一ファールセング貨幣の裏面を示せるものなり。

第二十圖より二十二圖迄の三種の貨幣は皆同年代に鑄造發行せられたるものなり。

アイスル、オブ、マン島に於て鑄造せられたる前記數種の貨幣の外尙ほ私立銀行の發行鑄造に係る二三種の銅貨あり　(完)

貨幣鑄造に使用せる金屬及其畧字

如何なる國語の古錢書も皆貨幣鑄造に使用せる金屬及び其の畧字を同一なる文字にて記載しある故に茲に其の數種を揭載し置くは有益なりと信ず。

AURUM(オーラム)

此は古代及び近代の金貨を意味せるものにして其の畧字をNとす。

ARGENTUM(アールジンタム)

此は銀と云ふラテン語にして凡ての銀貨を意味せるものなり其の畧字をARとす。

AES(エァエス)

此は靑銅、銅、眞珠の貨幣に使用され其の畧字はÆなり此の羅馬貨幣には三種ありて各々例、例、例と稱す同貨幣に關しては初號に於て記載する所ありたり。

BILLON(ベロン)

此の金屬は銀、銅の混合物にて銀貨を現はすに用ひられたるものなり、然れども其當時銀貨は凡て純銀のみにて鑄造せられたるものと思ひ居られたり、而して此の貨幣は銀二割五分、銅七割五分の比例を以て鑄造せられ其の畧字はBILなり。

NICKEL(ニッケル)

此の金屬は白色にして唯近代の貨幣にのみ使用せられ而して其の畧字はNなり。

ALUMINIUM(アルミニユーム)

此は重量の甚だ輕き金屬にして是亦近代の貨幣にのみ使用され而して其の畧字はALなり。

IRON(アイアン)

此は鐵にして外國貨幣の鑄造に使用せらるゝ事殆んど無し。其畧字はIなり。

LEAD(レード)

此は鉛にして偶々外國貨幣の鑄造に使用せらるゝことあり而して其の畧字はLなり。

ELECTRUM(エレクトラム)

此は金、銀の天然的化合せる金屬にして最初の古代貨幣は此の金屬を以て鑄造せられたるものなり而して此の金屬は同貨幣の鑄造せられたる所に於て發見されたるものなり、其の化合の割合は金二十七に對し銀七十三なりとす記者は本號の初めに說明したる古代希臘貨幣は即ち此の金屬にて鑄造せられたるものにのて其畧字はELなり。

POTIN(パテン)

此は銅、亞鉛、鉛、錫等の混合物にして鉛、

錫等の鑛山ある所は大概此の金屬を以て貨幣を鑄造せり而して其の畧字はPorなり。(完)



希臘古代の古錢(前號の續)

ANCIENT GREECE

昔時希臘の主府アゼンス(ATHENS)に於て鑄造せられたる貨幣甚だ古きものに非ず又最も美術的のものに非ずと雖も確に興味ある貨幣の一種類たるを失はず記者は初號に於て陳述したる如くアゼンスに於て鑄造せられたる最初の貨幣は凡て是れを認識するに難からず如何となれば凡てアゼンス國の貨幣は其の一面に鴞の彫刻を有すればなり。

現今英國倫敦博物館に於てエレクトラムと稱す金屬にて鑄造したる小さき貨幣ありて其の一面に鴞の彫刻あり故に或る人々は是れはアゼンス國最初の貨幣なりと主張し居るも果して信なるや否やは玆に斷言し難きも兎に角アゼンスに於ける最初の貨幣は其の表面にアゼン(ATHENE)と云へる女神の背像を現し裏面には鴞の彫刻を有せるは確かなる事實なり。

第二十三圖は即ちアゼンス最古貨幣の表面を示めせるものにして即ち圖は女神の半面にして此女神の眼に二種あり最初鑄造のものは面は横向なれ共眼は眼の全體を表し眼球眞中にあり。後の鑄造のものは眼は正しく横を向き居る故半分なり眼球も又正しく横を向き居る故面の向き居る方にあり。眼は正面の形を現せり又冠は幾分か變化し來たるを見る而して其の年代は紀元前四百六十年より同四百七年迄なり。

第二十四圖は二十三圖の裏面を示めせるものにして鴞は明瞭に彫刻せられ鴞の左側に橄欖の枝と其の右側には希臘文字ΑΘΕの三字を以てアゼンス國名を現せるものなり、尙ほ現今もアゼンスは希臘國の主府なり。

此の貨幣は銀製にして甚だ華美を極め且つ厚きものなり而かして其の定價はTETRADRACHM(テトラドラクム)なり、偖て女神アゼンはアゼンス國民の一般に崇拜したる神なる故に其の背像を貨幣に印刻したるも決して故なきに非ざるなり又鴞はアゼンス山谷に生息し居るものにて現今も猶多く棲み居ると云へり又橄欖はアゼンス國にある普通の木にして至る所に生茂するを見る而して彼の貨幣に彫刻したる橄欖に就ては種々の傳説あり。

今其の二三を擧ぐれば或人曰く、昔時女神アゼンの崇拜者は橄欖の枝を彼の女神へ捧納せし故なりと又或人は希臘遊戲の勝利者に與へられたる賞譽なりと又或人は女神アゼンは此の貴き橄欖の木をアゼンス國へ下し賜ひたる等兎に角此の木は昔時希臘の傳説に緣因あるは確なり記者は他日前記貨幣の外猶同國の貨幣の數種のものに就きて說明することあるべし今回は是れにて擱筆す。(未完)

羅馬古錢の來歷（前號の續）

ANCIENT ROME.

羅馬貨幣に關し記者は其の眞最初より論せんと欲するものに非ず唯其の重なる目的は普通の羅馬貨幣を説明するにある故に種々異る繪圖を以てするは最も良好の策なりと信ず、今茲に記載せんとする三種の貨幣に彫刻せる馬車は何れも昔時羅馬國に於て使用せられたるものにして左に詳しく説明すべし。

（第二十五圖參照）

貨幣の表面を示めしたるものにして皇帝の半身像及其の周圍には IMP. PROBUS AUG 等の文字を現はす。

（第二十六圖參照）

同圖は第二十五圖の裏面を示めせるものにて二頭立馬車に乘跨れる勝利の神 VICTORY の肖像を現せり此の羅馬國二頭立馬車を（ベガ）BIGA と稱す。

（第二十七圖參照）

同圖は貨幣の表面を示めせるものにて即ち皇帝の半身像及び其の周圍に IMP. PROBUS P. F. AUG 等の文字あり。

（第二十八圖參照）

同圖は前記第二十七圖の裏面にて四頭立馬に打跨り居る（ソール）SOL と稱する神像及其の周圍には SOLI INVICTA 等の文字を有す、而して此の羅馬國四頭立馬車を（コアドクガ）QUADRIGA と稱す、マラカス、アオレェレアス、プロブス（MARCUS AURELIUS PROBUS）は紀元二百七十七年より同二百八十二年の間に於ける羅馬國の皇帝なりき。

（第二十九圖參照）

同圖は彼の有名なる（コンスタンタン、ゼ、グレート）帝 CONSTANTINE THE GREAT の鑄造に係はる貨幣の表面を示めしたるものにて同國皇帝の半身像及其の姓名を刻す。

（第三十圖參照）

同圖は第二十九圖の裏面にて即ち四頭引馬車に乘り居る（ソール）SOL と稱する神の肖像を繪けるなり。

以上説明せる凡ての羅馬貨幣は Æ の價格に屬するものなり（第二十五圖より第三十圖迄參照）彼の有名なる（コンスタンテン、ゼ、グレート）は歷史上に於て非常に興味あるを以て今茲に少しく記述すべし、彼は（モエセア）MOESIA と云へる所に生れ父を（コンスタンテアス、クロラス）CONSTANTIUS CHLORUS と稱せり紀元三百〇六年に彼の父（コンスタンテアス、クロアス）の死去せられたるに依り紀元三百十二年に至り閣臣の贊同を得て目出度く皇帝の位に即れたり、彼はクリスト敎徒に寛大にして聊も迫害を與へず而して後には彼自身もクリスト敎に歸依して遂に紀元三百三十七年に洗禮を受け且つクリスト敎をして國敎とするに至れり同時に都府（ビーザンテアム）BYZANTIUM を他方へ移轉せしめたり而して彼は紀元三百三十七年遂に歿せり。

扨て彼は一面に於ては非常に偉大なるも亦他方面に於ては非常に殘忍を極めたり今其の一例を擧げんに彼は讓位したる後と雖も彼が父君たる前皇帝を無きものにせんと陰謀を企てしが如き又紀元三百二十六年には皇后（フォスタ）FAUSTA を湯殿に密閉して窒息死に至らしむべしと其の旨を臣下のものに命せし等の如き其の殘忍酷薄の狀思ふべし而して彼の歿後は皇子等の相互に帝位の爭奪軋轢を極め遂には軍を率て戰を開くに至れり、終りに彼に結婚したる

は實に紀元三百〇七年なりと云ふ、茲に念の爲め記す。（未完）



古錢の新聞

小形なる白銅貨價位壹アンナなるもの英國にて鑄造せり一面には五ヶ國の語を現はし他面には王の肖像を現はせるものあり次號に掲載すべし。

北米合衆國に於ては昨年中に貳弗五拾錢と五弗の金貨を鑄造せり一面には土人インデアンの頭部を現はし他面には鷲を現はせり而して土人と鷲の形を凹とせり數多の貨幣は肖像を凸形即ち盛り上になりたるもの多し。

西歷一千八百〇四年に於て北米合衆國に於て銀の壹弗を鑄造せり此の古泉が近來同國に於て競賣に附せる所實に七千二百圓に賣買せるとは驚きたる高價と云ふべし。

佛蘭西國に於てもアルミニームを以て貨幣を鑄造するに決定せる由。

古泉書にて CORPUS NUMORUM ITALICORUM.（コールプスヌモールムイタリコルーム）と稱する書伊太利國に於て近來發行せり此れは伊太利國王の發刋にして王の板權所有なり王は此れを完成するに十ヶ年の星霜を盡せり其本は完く技能（サイニテヒツク）を有し一萬二千個の古錢に關し詳細に著述せり。同書は世界各國の皇帝、諸王、大統領及び各國の有名なる博物館及び圖書館に配布せりと云ふ。

英國造幣局に於ては昨年中は一億二千六百四十八萬三千〇四十二個を鑄造せり其前年は一億六千四十七萬八千百九十二個を鑄造せり此等は金貨、銀貨、銅貨、白銅アルミニーム此等は英國及び英領地用に鑄造し白銅とアルミニームは英領のみの使用に鑄造せるものなり。而して昨年の貨價一億五千五百七十一萬三千三百十圓にして一昨年は實に二億三千百九十八萬三千三百九十圓に達せりと云ふ。

古錢通信

讀者の段々熟知せる如く伊太利國王は古錢集聚者として其の盛名は普く全世界に知られ居るところにして今を距る數年前國王は未だ幼少の時即ち正曆紀元一八八一年頃王の敎師なる人は數種の古錢を集聚して以て歷史敎授の材料に供せり然れば此の實物材料を以て敎授せられたるが故に王の其の學科に對する進步甚だ著しく大に功果を得たり如何となれば此の實物敎授は王に對して非常なる好味と硏究心を起さしめたればなり斯く古錢に趣味を持ちたる王は初めは臣下のものに命じて是れが集聚を爲さしめたるが遂に王自身は古錢を集聚するに至れり、現今王の集聚に係はる古錢の種類は實に六萬の多きに至れり而して其の內四千五百種は金貨なりと云へり、是れよ

り以前王の未だ青年時代即ち一八八六年中に集聚せるもの一千二百餘種に達せりと云ふ、是れを見ても王は如何に古錢集聚に熱心なるかを推知するに足るべし、王は世界中有ゆる種類の古錢雜誌新聞等を購讀し居れり偶一八九二年伊太利古錢會なるもの設立せるに當り王は直に入會して會員となり大なる趣味と熱心を以て同會の擴張發展を計り大に盡力するところありて其の後數年ならずして同會の總裁となれり女王も亦た國王と同じく古錢に多大なる好味を持ち女王の御結婚前即ちモンテネグロ國の皇女にて御在し當時既に古錢集聚を御實行せられ居れりと云ふ、前記國王の集聚に係はる古錢を説明して普く世人に知らしめん目的を以て近來一大著述をせり此の著述するに際し王は繁雜なる官職中に於て寸暇をも空費せずして專ら此の著書に從事し每夜遲く迄でも書齋に於て一人の秘書官と共に古錢研究に餘念なかりしと云ふ如斯くして十二年の長き年月を經て初めて完成するに至れり王の苦心精力の如何ばかりなりしかを想ふも餘りありと云ふべし、其後王は亞米利加古錢會に加入して同會の爲め專ら盡力して大に盛名を揚げたりと云へり。





(18)



(17)



(20)



(22)



(21)



(16)



(19)



(26)



(25)



(24)



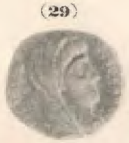
(23)



(30)



(29)



(28)



(27)



外國古錢月報第壹卷第參號目次



（羅馬古錢に彫刻せる記號）附錄

CONSTANTINE THE GREAT

（コンスタンテン大帝）

是迄で多數の古錢集聚家は羅馬古錢を研究して種々の著述をなせりと雖も其の古錢の裏面に彫刻せる記號に於ては未だ曾て說明を與へられたる事なし然ども唯だ此等の或る二三のものは或る人々に依りて既に說明せられたれども記者は未だ理解に苦しむもの猶多數あり而して此等は此の後數年間は容易に知る事不能るべしと信ず扨て此等の羅馬古錢に彫刻せる少き記號を硏究するは實に興味あることと故記者は今日此少き記號に付て說明せんと欲す但し此等記號の意味するところを完全に說明するを得るや否やの點は玆に斷言し難し。

次に圖解を以て說明する十七種の[3]瓦はCONSTANTINE THE GREAT（コンスタンテン大帝）の鑄造に懸るものなり而して本誌第二號に於て此の有名なる大帝に就き簡單なる歷史を記載せし故今玆に其を反復するの必要あらず。

此等の貨幣は皆同種類に屬するものにて今第八及第十の圖解を以て示し居る如く表面には即ち大王の半身像及其の周圍にはIMP. CONSTANTINUS. PF. AUG.等の文字を有す。

第九圖に示めすCONSTANTINUS. P.F. AUG. 等の文字を有する古錢は甚だ稀薄なり。

此等古錢の裏面はSOL（ソール）と云ふ神の起立せる裸體背像及其の周圍にはSOLI. INVICTO COMITI. 等の文字を有す而して此等裏面に彫刻せる神及字體は此の種に屬する貨幣は總て同一なり。

記者は前に說明せし此等の貨幣は皆同一の種類に屬するものなれど其の裏面に示めせるSOL（ソール）の神の左右兩側に各異りたる記號あり今記者は左の圖に依りて此等の記號に就き說明せんと欲す。

第一圖　神の左右に何等の記號なし

第二圖　神の左側には小さき星を有す

第三圖　神の左側に十字架ありて右側には星を有す

第四圖　神の左側には花輪を有す

第五圖　神の左側にはCの文字を右側にはSを有す

第六圖　神の左側の下方にはF及小さき星ありて右にはTの文字を有す

第七圖　神の左側にはRの文字ありて右側にはS文字あり

第八圖、九圖、拾圖は各異る王面なり

第十一圖　神の左側にはMの文字ありて右側にはFの文字あり

第十二圖　神の左の下方にはAの文字と小さき十字架ありて左側にはFの文字を有す

第十三圖　神の左側にはTの文字及十字架ありて右側には小さき星を有す

第十四圖　神の左の下方にはTの文字及小さき星右側にはFの文字あり

第十五圖　神の左側にはAの文字ありて右側にはFの文字あり

第十六圖　神の左側にはSの文字ありて右側にはFの文字あり

第十七圖　神の左側にはTの文字ありて右側にはFの文字あり

以上記載せし外に猶多數の記號あれども皆各々酷似し居れば容易に推察し且つ理解するを得べし然ども記者は如何なる所以にて斯く各異たる記號を有するやは遺憾ながら知ること不能るなり而して此等の記號は貨幣の造られたる場所を意味するものに不非るは明瞭なり如何となれは神の下方に彫刻せる小さき文字に依て其の場所を示し居ればなり記者後日此等貨幣の鑄造せられたる所の都府の名に就き說明する事あるべし、或るものは曰く此等の記號は其の貨幣を造りたる美術家の署名なりと又或は貨幣を造りたる都府の役人の姓名を刻したるものなりと云ふもあり又或は鑄造年代を現し爲に用ひたるには不非るや等何れも想像に過ずして信ずるに不足何人も未だ曾て此等の小さき記號は貨幣に使用せられたる所以を說明する事不能るなり故に本誌の購讀者諸君初め記者は此等の興味ある記號を研究して其の如何なる意味を示めすものなるやを判斷說明するは大に有益にして又愉味あること不疑依而記者は此等の記號に就き敏捷なる讀者諸君の說明及び意見を拜聽するの幸福來らんを祈るものなり。



羅馬古錢に彫刻せる記號
(本誌に詳細なる記述あり)

外國古錢月報　第參號

英國古錢　ENGLAND.

英國に於ける最初に鑄造せられたる銅及錫製の貨幣は彼の有名なる羅馬國王スーザール CAESAR は英國を征服せん爲め彼が部下を率ひて同國に到達したる久しき以前に於て鑄造せられたるなり而して英國は此等羅馬人の爲め專領さるゝところとなり其の專領中は專ら羅馬帝國時代の貨幣を通用せり然るにCAURASIUS（コーレシアス）及ALLECTUS（アレクタス）の二將軍は羅馬政廳に謀叛して獨立するに當り英國に於ては種々なる貨幣を鑄造せり而して後に此の二將軍は遂に英國皇帝の位に即れたる人々なり。

扨て此等羅馬人の英國を去りたるとき英國土着の王及大僧正等は羅馬國の貨幣を鎔解し以て同質銅貨を鑄造せり斯の如くして紀元七百九十六年迄繼續せり而して是れより後ちに鑄造せられたるは銀貨のみにして銅貨は紀元一千六百一年に至る迄で鑄造せられざりき然れども紀元一千六百一年の末に至りスコットランド及アイルランドの爲めに銅貨は鑄造せられたり。

記者は本號に於て紀元一千六百一年より同千六百六十年間に鑄造せられたる英國古代の貨幣に就き論せすと雖も他日此等貨幣の二三の實例を示して說明するところあるべし、然るときは讀者は此等の貨幣は如何なるものなるかを知るを得べし又後日記者は同國に於ける銅貨及銀貨に就き詳細に說明することあるべし。

本誌の重に主眼とする處は廉價にして且つ容易に買求め得らるゝ貨幣に就き說明記載するにある故に本號に於ても英國普通銅貨の二三種より始めんとす。

チアールス第二世(CHARLES II)は紀元一千六百六十年より同一千六百八十四年に至る迄の英國王たり同一千六百七十二年に英國政府は半ペーネ及一ファーゼングの銅貨を鑄造せり而して此等の貨幣は紀元一千六百七十五年迄で引續き鑄造せられたり今左の圖に就きて説明すべし。

（第一圖參照）

圖は即ちファーゼング銅貨の表面を示めせるものにてチャールス第二世の半身像及び其の周圍にはCAROLUS. A. CAROLO 等の文字を有す。

（第二圖參照）

圖は前者の裏面を示めせるものにて（ブレタニア）と稱する女性の左方に向き居る肖像及其の周圍にはBRITANNIA の文字及び最下部には千六百七十二年の年代を有す。

次の英國々王はJAMES II（ヂアムス第二世）にして紀元一千六百八十四年より同一千六百八十八年迄の間主權を掌握し給へり而して同國王は此の年代に於て鑄造せんは銅貨に不非して唯二三の錫製のゝみに止まる而して同貨は實に稀有なる故に讀者諸君は到底是等貨幣を手に入ること能はざるべし故に記者玆に是等古錢に就き特に説明を與へざるべし。

WILLIAM（ウエレアム）及MARY（マレー）と稱せられたる國王及女王は紀元一千六百八十八年より同一千六百九十四年迄の間統治し給へり。

（第三圖參照）

圖はHALF PENNY（ハーフペネー）の表面を示めせるものにて即ち同國王及女王の半身像を現し而して周圍にはGVLIELMVS. ET. MARIA. の文字を有す而して此の貨幣の裏面は第二圖のものとは非常に酷似して紀元一千六百九十四年の年代を有す。

猶此の種に屬するところのFARTHING（ファゼング）の銅貨ありて前記第三圖のものと同じ唯だ大さは小なるのみ而して大さは第一圖のものと同一なり故に記者は更に説明を與ふるの必要なかるべしと思ふ。

扨て女王の崩御し給へる後はWILLIAM III.（ウエレアム第三世）は紀元一千七百〇二年迄で專ら統治し給へり而して同王は紀元一千七百〇二年に崩御遊ばされたり。

（第四圖參照）

圖は即ちWILLIAM III（ウエレアム第三世）の鑄造に係るHALF PENNY（ハーフペネー）の表面を示めせるものにて即ち同國王の肖像及周圍にはGVLIELMVS TERTIVS 等の文字あり是は羅甸語にて（ウエレアム第三世）を意味せるものなり而して紀元一千六百九十九年の年代を有す。

猶此の外にFARTHING（ファゼング）の銅貨ありて前に説明せしものと全く同じ唯其の形小なるのみ萬國のANNE（アネ）と稱する女王は紀元一千七百〇二年より同一千七百十四年迄の間位に即せ給へり然れども流通せしむべく貨幣を鑄造せざりき如何となれば前の國王及女王の鑄造せる多數の貨幣は充分に通用せられ居る故に新たに鑄造の必要を認めざりし所以なり。

GEORGE（ヂョルジ第一世）は紀元一千七百十四年より同一千七百二十七年間の國王にてHALF PENNY（ハーフペネー）及FARTHING（ファゼング）の貨幣を鑄造せり而して是等の貨幣は誠に華美を極めたるものなり。

（第五圖參照）

圖はHALF PENNY（ハーフペネー）の表面を示めせるものにて貨幣の周圍にはGEORGIVS. REX の文字を有す而して記者は本誌第一號に於て既に

Rexは如何なるものかを說明し居れば今新に反復するを要せざるべし。

（第六圖參照）

圖は前記貨幣の裏面を示めせるものにて紀元一千七百二十一年の年代を有す又他の貨幣は紀元一千七百十七年より同一千七百二十四年に至る迄の年代を有す。

（第七圖參照）

此は第五圖に示したるもの丶種類に屬するFarthing（ファゼング）の表面を現せるものにて紀元一千七百十九年の年代を有す。（未完）



貨幣に使用せられたる外國數字

FOREIGN NUMERALS

古代希臘及羅馬國の古錢は其の鑄造せられたる年代を有せざれども單に貨幣面に彫刻しある肖像及文字に依りて其の鑄造年代を大凡認識し得るのみなり。今を距る六百年以前より現今に至る迄での近代の貨幣は年代を有するも其の以前の貨幣は彫刻年代を有せず。

今左に貨幣に使用せる三種の異なる數字に就き說明せんとす。

第一種は羅馬數字なり

第二種はアラビヤ數字なり

第三種はトルコ數字なり

羅馬數字は貨幣に使用する事殆ど稀なり歐羅巴諸國は羅馬文字及アルハベツト等を使用すれども羅馬數字を用ひず其の代りにアラビヤ數字を使用す小數の貨幣及最も紀念すべきメタル等には羅馬數字を用ふ故に記者は羅馬數字を說明するは大に興味ある事と信ず。

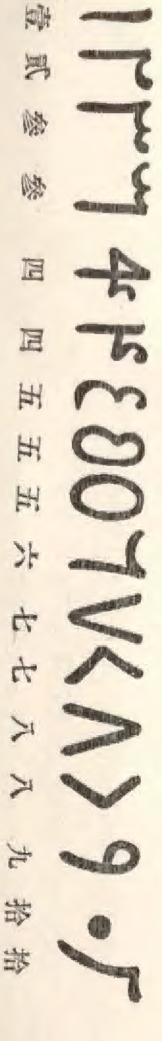
I	1
II	2
III	3
IV	4
V	5
VI	6
VII	7
VIII	8
IX	9
X	10
L	50
C	100
D	500
M	1000

例令ば MDCCCCIX は 1906 を意味するが如し。前に記載せし羅馬數字を知る時は讀者は直に羅馬數字を以て彫刻されたる年代を理解すること得べし。

二、アラビヤ數字は何人も知らるゝ如く普通歐羅巴數字として知られ且つ使用せられ居る故に記者は今特に說明する必要あらざるべしと信ず。

總てマホメツト國民は其の貨幣にアラビヤ文字を使用すれども唯モロツコ貨幣のみはアラビヤ數字を使用す記者は既に本誌第二號に於て此等モロツコ貨幣に就き說明し置きたり、總て他のマホメツト教諸國の其の貨幣にトルコ數字を使用す。

三、トルコ數字を知るもの甚だ稀なり而してアラビヤ及トルコ文字の彫刻を有せる大多數の貨幣はトルコ數字を使用せる故に玆に說明するの必要あるを認む左にトルコ數字を示す。



ロンバルデー、ヴェニス國之古錢

LONBARDY-VENICE

古代羅馬帝國は亮壞せし後、獨逸、濠斯太剌利亞、伊太利亞及其他附近の諸國は皆各小さき多數の獨立國等より成立し居れり而して此等諸州の或るものは大統領、又或るものは國王、又は君主、君公、教會の聖職等に依りて支配し居れたり今此等諸國の歴史を記載する事は誠に困難の業なり殊に獨逸國の歴史は最も複雜なる故に記者は後日同國歴史を說明すべし。

古代伊太利亞諸州の貨幣は少しも珍奇に不非と雖も此等貨幣の研究は最も興味あるものあり今回記者は伊太利亞半島に於ける或る一州に就きて記載せんと欲す而して此等伊太利亞諸州の歴史を記載することは非常に困難なり如何となれば元と此等諸國は各獨立し居りしが遂に國王 VICTOR EMANUEL.（ウエクトア、エマニユル）の配下のもとに合集して今日の如き伊太利亞國を組織するに至れり。

ロンバルデー、ウエンス國は一の王に支配されたる獨立國なりき、而してロンバルデー國の紋章は鷲にしてウエンス國の紋章は（ST. MARK）セント、マークの獅子なり然ども此等紋章を彫刻せる貨幣は甚だ稀薄なり。

同國最初の銅貨は紀元一八二二年より同一八五〇年の間に鑄造せられたるものにして其の格額は各一、三、五、及十 CENTESIMI センテセメなりとす、紀元一八七二年に又同國に於て鑄造せられたる貨幣は IMPERO AUSTRIACO 等の文字を彫刻せり而して此等貨幣の格額は各一、三、五、十、十五センテセメなり此の内十五センテセメは稀に見ることを得べし。

紀元一八六二年に又再び一、センテセモ及十分の五センテセモの格額を有する貨幣は鑄造せられたり。

（第八圖參照）

此は同國に於て最も初に鑄造せられたる銅貨の表面を示したるものにて濠斯太剌利亞國の紋章及其周圍には伊太利亞文字 REGNO LOMBARDO VENETIO 等の文字を有す而して其の裏面には（1CENTESIMO）一センテセモの格額及紀元（1822）一八二二年の年代等を現す此の貨幣は極めて簡單に出來居れば茲に詳しく說明するを要さず。

（第九圖參照）

此は濠斯太剌利亞國紋章の彫刻を有する貨幣の表面を示したるものにて裏面は第十圖と全く同しく一センテセモの格額及紀元一八六二年の年代等を現す。

（第十圖參照）

此は十分の五センテセモ貨幣の裏面を示したるものにて紀元一八六二年の年代を有す而して其周圍には MONETA, SPICCIOLA, PEL. R. LOMB: VENETO 等の文字を有す而して表面は前記第九圖と全く同じ。

（完）

古錢家の禮儀作法（前號の續）

本誌第二號に於て既に記者は古錢家の間柄の關係即ち古錢集聚家若しくは古錢家の訪問に關する一般の事柄を詳細に說明したれば今回は通信及び古錢に關する智識の交換即ち各古錢家の古錢に付ての見聞並に研究に關する意見及び議論の交換亦は公表等に付詳述して此項を終らんとす。

凡て眞聖の古錢集聚家は古錢に就て論ずるを好むと同時に他人の意見を聞き又彼自身の聞知せるところをも語らんと欲して止ざるものなり故に古錢家は他の古錢家とは常に親睦を旨とし又博物館を訪問し或は雜誌等へ寄書するを要す。

假令彼が如何なる古錢を集聚しつゝあるも其の全部を集聚するは到底不可能の事たるを免れず然れども彼は古錢を適當に研究せんとするには他の古錢集聚家は如何なる種類の古錢を保藏し居るかを調ぶるは最も肝要とす又如何なる古錢集聚家と雖も一の昭介なくも他の古錢家或は博物館等へ書翰を以て彼等が所有せる貨幣の歷史或は貨幣に示めせる文字若くは彫刻せる模樣等に就き聞き尋ね又打形を請求し得べきものなり。

他の古錢家に古錢に關して問合せの必要ある時は其の理由を詳しく明記せざるべからず如何となれば彼は照會されたる同一の貨幣を研究しつゝありて後日雜誌或は其の他の方法に依りて公布せんと企畫し未だ是を發行せざる前は努めて秘密に附して他人の尋問を拒む事あるべし。

凡て他人より古錢の問合せ有る時は其承諾すると否とを不問直に返事すべきものなり然ざれば實に其の禮を失するものと云はざるべからず。

一旦書翰の交換ある後は互に研究し又論ずるは可なりと雖も唯だ注意すべき點は合手をして感情を害せしめざる樣努むべし假令自己が合手の古錢家より以上古錢に關して知り居る塲合と雖も決して合手の語らんとするところを嘲罵し又傲慢なる振舞あるべからず斯る塲合は大に同情と親切を以て待遇すべきものなり。

多くの青年集聚家は經驗と智識を持てる老練なる古錢集聚家に對して尋問を試むる塲合に老練なる古錢家は往々にして不盡且つ不親切なる說明を與へ青年をして少からず失望落膽の悲痛に陷らしむることあり、讀者は古錢に就きて多く知り居るときは其れ丈け他人に對して親切ならざるべからず又若しも他の古錢家をして熱心に自己の說明を謹聽せしむるには自分も又他人の說明をも熱心に拜聽せざるべからず。

最も經驗に富んで居る老練なる古錢家と雖も時々に誤謬なきを不免。

若しも讀者は他の古錢家をして自己を尊敬せしむるには常に正直に又親切にして凡て紳士的の行爲を旨とすべし若し然らざれば如何に古錢に關して智識經驗の豐富且つ怜悧なる人物と雖も決して大なる古錢家と云ふ事不能、讀者は殊更注意すべき點は他の青年古錢家或は外國の古錢家に付て說明を與ふる塲合なりとす。

（完）



（ジョルゼー）（ガルンセー）島の古錢 JERSEY AND GUERNSEY

英國と佛蘭西の間に一群の島ありて各自治體制度なるが其の實は英國に屬するものなり其の重なるものは（ジョルゼー）JERSEY及び（ガルンセー）GUERUSEYの二島なり而して同島に於て佛蘭西の貨幣を使用し且つ國語は矢張り佛蘭西語を用ふ而して同島は紀元一〇六六年より英國に屬したるものなり、扨て同島政府の鑄造せられたる貨幣は　製及銅製のみなり其外に私立銀行の發行に係る銀貨及銅貨ありしが非常に稀薄にして殆ど存在を不認、故に本號に於ては此等貨幣に就き記載せざるべし。

扨て記者は最初本號にに於て記述せんとするものは（ガルンセー）GUERNSEY 島の貨幣に就きて明記すべし。

紀元一八三〇年の初に鑄造せられたる銅及銅鐵貨幣の格額は各八、四、二及一（デュブル）DOUBLE にして一（デュブル）は日本貨幣の五厘に相當す。

（第十一圖參照）

此は四（デュブル）貨幣の裏面を示したるものにて同圖の紋章たる三疋の獅子を彫刻及 GUERNSEY の文字を有す而して其の表面は第十二圖と全く同じ鑄造年代紀元一八三〇年を示す。

（第十二圖參照）

此は紀元一八三〇年に鑄造せられたる一デュブル貨幣の裏面を示したるものにして其の表面は第十一圖と全く同一なり。

八及二デュブル貨幣は第十一圖及第十二圖と全く同じ然ども唯だ其の大さは異るのみ。

扨て此のデュブルと云ふ文字は佛蘭西語なる DOUBLE TOURNOIS より轉用せるものにして同語は常時佛蘭西に於て使用せる貨幣の格額を表すに用ゐられたるものなり。

（ジョルセー）JERSEY は亦紀元一八四一年に銅及銅鐵製の貨幣を鑄造せり其の格額は各一（シルリング）SHILLING十三分の一、二十六分の一、及五十二分の一等なり其後亦同年に一（シロリング）十二分の一、二十四分の一、及四十八分の一、等の貨幣を鑄造せり。

（第十三圖參照）

此は一シロリング十三分一貨幣の表面を示したるものにて（ベクトリア）VICTORIA 女王の半身像及び VICTORIA. D: G: BRITANNIAB: REGINA E: D: 等の文字を有す而して鑄造年代紀元一八五八年を現す而して裏面は第十四圖と全く同一なり。

（十四圖參照）

此は二十六分の一シロリング貨幣の裏面を示したるものにて同國の紋章たる三疋の豹の彫刻及 STATES OF JERSEY 1/26 OF A SHILLING 等の文字あり而して其の表面は第十三圖と全く同じ鑄造年代紀元一八四一年を表す。

猶此の外に貨幣あるが皆第十三圖及第十四圖と同じ然ども唯だ其の大さ異るのみ而して此のシロリングSHILLING は英國にて使用せられ居る貨幣にして一シロリングは日本通貨の凡そ五拾錢に相當す。（完）



諸外國の貨幣案內表（前號の續）

CENTESIMO（センテセモ）　銅貨にして日本通貨四厘に又百センテセモは一LIRA（レラ）に相當す、伊太利、伊太利殖民地、ロンバルデ、ウエチス及びサンマレー等の諸國に於て通用さる。

CENTESIMO（センテセモ）　銅貨にして日本通貨二錢一厘に又百センテセモは一PESO（ペソ）に相當す、ウルゴエ國に於て通用さる。

CENTIME（センテム）　銅貨にして日本通貨四厘に又百センテムは一FRANC（フランク）に相當す佛蘭西、ベルヂム、ブルガリア、ブルガリアに屬するコンゴ、ラギセンバールグ、モナコ、スエツランド及びペルシヤ等の諸國に於て通用さる。

CENTIMO（センテモ）　銅貨にして日本通貨九厘に又百センテモは一COLON（コロン）に相當す、コスタレカ國に於て通用さる。

CENTIME（センテム）　銅貨にして日本通貨一錢八厘に又百センテムは一GOURDE（ゴールド）に相當す、ヘーテ國に於て通用さる。

CENTIMO（センテモ）　銅貨にして日本通貨三厘に又百センテモは一Franc（フラク）に相當す、ドメヲカン共和國に於て通用さる。

CENTIMO（センテモ）　銅貨にして日本通貨一錢に又百センテモは一ESCUDO（エスクド）に相當す、スペイン及びスペイン殖民地に於て紀元一八六六年迄通用さる。

CENTIMO（センテモ）　銅貨にして日本通貨一錢一厘に又百センテモは一ESCUDO（エスクド）に相當す、紀元一八七一年に至る迄スペイン及びスペイン殖民地に於て通用さる。

CENTIMO（センテモ）　銅貨にして日本通貨二厘に相當す、スペイン、スペイン殖民地に於て又紀元一八七一年以後に至りヂブラルタール、モロッコ等の諸國に於て通用さる。

CENTIMO（センテモ）　銅貨にして日本通貨四厘に又百センテモは一BOLIVAR（ボレウール）に相當す、ウヲゼラ國に於て通用さる。

CHEUM（チアン）　銅貨にして日本通貨八厘に又一センテモは五POON（フーン）に相當す、朝鮮國に於て通用さる。

CHEUM（チアン）　銅貨にして日本通貨八厘に又百チアンは一WEN（ウエン）に相當す、朝鮮國に於て通用さる。

COLON（コロン）　銀貨にして日本通貨九十三錢に又一コロンは百CENTAVOS（センタボ）に相當す、コスタレカ國に於て通用さる。

CHUCKRAM（チヤツクラム）　銅貨にして日本通貨二錢に又二チヤツクラムは一ANNA（アンナ）に相當す、トランワンコール國に於て通用さる。

CUARTO（コアルト）　銅貨にして日本通貨一錢三厘に又八コアルトは一REAL（レール）に相當す、スペイン及びスペイン殖民地に於て通用さる。

（未完）



亞米利加合衆國の貨幣

UNITED STATES

亞米利加合衆國は他國と比較して新開國なる故に同國政府の鑄造に係はる貨幣の數も隨て多からず、記者は今回最も興味あるところの貨幣即ち私立銀行及商社の鑄造に係はる貨幣に就きて論ぜんと欲す。

大凡そ紀元一八三〇年に私立銀行及其の他の大商社は亞米利加合衆國政府の發行したる一セントの大さに均しき數種の貨幣を鑄造せり而して其の當時の一セントは現今使用せられ居る一セントの大さより非常に大なりき、此等の貨幣は其の後引續き數年間鑄造せられたる故に其の種類甚だ多し、記者は今茲に最も珍奇なる貨幣に就きて說明せんと欲す。

（第十五圖參照）

此は跪き居る黑坊を示したるものにて AM I NOT A WOMAN AND A SISTER 等の文字あり而して此の意味は（我は婦女子に不非）鑄造年代は一八三八年を示す。

（第十六圖參照）

此は一セント貨幣に均しき彫刻を有す、而して MILLIONS FOR DEFENCE NOT ONE CENT FOR TRIBUTE 等の文字を有す而して此の意味は（數千の人々は防禦して一錢の報酬だも不得）。

（第十七圖參照）

紐育に於ける靴屋の廣告を示めす。

（第十八圖參照）

此は疾走し居る驢馬を示す而して ILLUSTRIOUS I FOLLOW IN THE STEPS OF MY PREDECESSOR 等の文字あり其の意味は（余は余の有名なる祖先の歩みし道に從ふ）。

（第十九圖參照）

此は卅の彫刻及び WEBSTER CREDIT CURRENCY 等の文字を有す其の意味は此の貨幣の鑄造せられたる當時に於ける政事的意味を示めす、千八百四十一年の時代を記しあり。

（第二十圖參照）

此は巖石に衝突して破壞したる船體を示す而して VAN BUREN METALLIC CURRENCY 等の文字を有す而して此等の文字は政事上の意味を表す鑄造年代は一八三七年なり。

此等の私立銀行商社等の鑄造に係はる或る種の貨幣は非常に稀薄なり而して其の種類甚だ多し故に第十五、第二十圖を以て餘を推察し得べし。

亞米利加合衆國古錢集聚家は此等の最も記念すべき貨幣を集聚するに多大なる興味を有する故に多額の金錢を集聚に投費するを不惜此等の貨幣の多くのものは單に廣告的なりと雖も其の中の或るものは非常に稀薄なる故其の一個の格値は十五圓より二十圓位に賣買さるゝことあり殆ど此等の貨幣は銅製なれど又或る二三のものはニッケル製のものもあり。

尙は號を逐ひ南北戰爭中民間に行はれたる戰時融通貨幣として知られたる小貨幣に關し詳說すべきも今玆に左の數種の圖解のみを掲載す。

（第二十一圖參照）

此圖は北米合衆國の武具を示せるものなり。

（第二十二圖參照）

此圖に示せるは亞米利加印度人の首像なり。

（第二十三圖參照）

此圖は鷲と UNITED STATES COPPER なる三語を示せるものなり。

（第二十四圖參照）

此圖は俗にヤンキー、ドーヅル（YANKEE DOODLE）と稱する米人が小銃を肩にしたるものと其

周圍に YANKEE ROBINSON THE GREAT COMEDIAN なる五語を示せり。

右に列記せる銅製融通貨幣なるものゝ大さは總て合衆國政府より發行せる壹錢銅貨と均一にして有趣的のものなれば之が充分なる解明は號を更め述ぶることゝせり。

（未完）

希臘の古錢、亞歷山太大王

ANCIENT GREECE

大王と呼ばれたる亞歷山太大王第三世は耶蘇紀元前三百三十六年より三百二十三年まで MACEDONIA（マセドニア）國王たりしが同王治世第三年即ち紀元前三百三十四年以後に鑄造せし貨幣は當時全世界の通貨となり爾來凡そ二百年間は猶ほ之を鑄造し居たり。

亞歷山太大王が歐、亞、兩希臘、埃及土其他亞細亞大陸の諸邦に於て鑄造せしめたる貨幣は希臘國通貨中最も著名なるものゝ一なれども往々同王在中のものと死後に鑄造されたるものとを識別すること甚だ難し。

本號に在りては是等の貨幣に關し詳説する餘白に乏しければ僅かに其一班を記載し自餘は號を逐ふて述ぶべし。

（第三十一圖參照）

圖に示したるは獅子の皮を被りたる HERACLES（ヘラクルス）の首像あるTETRADRACHM（テトラドラクム）と稱する一銀貨の彫像面なり。

希臘國貨幣を蒐集して之が討究を爲すものは概ね此種最初のものは實に希臘國の英傑ヘラクルスの爲に造られたるものなりとの點に於ては一致すれども後年のものに在りては亞歷山太大王の肖像を示せるは是亦多數人士の認むる所なり。

是等首像（ヘラクルス一説には亞歷山太）を印せる貨幣中初期鑄造に係るものは青年像、中期に在りては壯年像、末期は老年像を示せるが故に第一種は亞歷山太王治世の初年に當り、第二種は同王天下に名を轟かしたる後、第三種は同王死後に到り各之が鑄造を爲したるや推定に難からず。

第三十一圖に示すものは第二種に屬す。

（第三十二圖參照）

此圖に示したるは ZEUS レウスと稱する神、鷲を手にして座する背面像と二個の希臘語なり、此種は大に趣味深く記すべき事項夥多なれば他日號を重ねて更に詳解せん。

（未完）



羅馬の古錢　ANCIENT ROME

羅馬帝國の貨幣は何れも皇帝の半身像並に其尊號を有したれば何帝は如何なる容姿たりしかは容易に之を知ることを得べし。

故に多數の貨幣は其半身像に據りて直に之を識別するの便益あり、又貨幣中往々皇太后、皇后、皇姉、皇妹其他近親諸皇族の半身像を示せることも亦當時の習慣たりしなり。是の如くなれば貨幣面にある羅馬皇帝の肖像を熟知する時は之に依りて得る便益甚だ大なれば本號に於ては左に諸帝の半身像の圖解を舉げ鑑別の用に供す。

（第二十五圖參照）

此圖に示せるは MARCUS AURELIUS SEVERUS ALEXANDER（マーカス、オーレリアス、セヴェラス、アレキサンダー）帝にして西曆二百二十二年より二百三十五年まで位にありしなり。

（第二十六圖參照）

此圖は TITUS AELIUS HADRIANUS ANTONINUS PIUS（タイタス、エーリアス、ハドリアナス、アントニナス、ピアス）帝にして西曆百三十八年より百六十一年まで位に在り。

（第二十七圖參照）

此圖に在るは DOMITIAN（ドミシアン）帝、治世西曆七十二年より九十六年までにして同帝は VESPASIANUS（ヴェスパシアナス）の子なり。

（第二十八圖參照）

此圖は PUBLIUS AELIUS NERVA TRAIANUS HADRIANUS（パブリアス、エーリアス、ナーヴァ、トレイアナス、ハドリアナス）帝、在位西曆百十七年乃至百十八年なり。

（第二十九圖參照）

此圖は MARCUS LUCIUS AURELIUS AELIUS COMMODUS ANTONINUS（マーカス、ルシアス、オーレリアス、エーリアス、コムモダス、アントニナス）帝、在位西曆百七十五年乃至百九十二年なり。

（第三十圖參照）

此圖は MARCUS ANTONINUS GORDIANUS PIUS（マーカス、アントニナス、ゴーデアナス、ピアス）帝にして西曆二百三十八年より二百四十四年まで位に在り GORDIANUS III（ゴーデアナス第三世帝）と號す。

以上列舉したる貨幣は總てÆにして甚だ得易きものに非ず、是等の皇帝に關する史傳は他日各貨幣に就きて別に詳記すべし。

（未完）

古錢の新聞

○英國ロンドン市に於て競賣にて F. S. BENSON 氏の全部集合古錢を十四萬七千圓にて賣却せりロ氏は米人にして永年集合せり、去る二月中ロンドン市に於て競賣せり其の内一枚にて、銀貨 TETRADRACHM テトラドラムは、カテニャ市 CATANIA にて鑄造せるは七千圓にて賣却せりと云ふ。

注意　カテニャ市は近來の大地震にて破壞されたる伊太利の都市なり。

○西曆一千九百十年六月に於て萬國古泉博覽會を白耳義ベッスル市に於て開催す、總裁は白耳義國の皇太子殿下なり、各國古泉會は代表者を遣はすべく申込たり同時にベズハルに於て世界博覽會を開催する由なり。

○昨年英京ロンドンに於てはアルミニム錢を鑄造せ

り

此等はナイヂリヤ、アフリカ及びユガンダー州に於て使用する爲め發行せり然し何づれも英領アフリカなり此の錢は中央に孔ありて繩を通すに便ならしめたり、他日此の種の古錢を寫眞版となして掲載するなり。

社　告

本誌第一號は殘部少數に付一部六十錢に價格を變換せり若し御入用の讀者は至急御申込を乞ふ第二號は未だ價格を變換せず。

本誌第四號に於て佛國其他諸國及び和蘭東洋印度會社の古代貨幣に關する趣味深き事柄を陳述すべし。



(1)　(2)　(3)　(4)　(5)　(6)　(7)　(8)　(9)　(10)　(11)　(12)　(13)　(14)　(15)　(16)



(26) (21) (17) (18)

(25) (22) (20) (19)

(27) (23) (24) (28)

(29) (31) (32) (30)



(26) (21) (17) (18)

(25) (22) (20) (19)

(27) (23) (24) (28)

(29) (31) (32) (30)

外國古錢月報第壹卷第四號目次



(A)　(B)　(I)　(F)　(J)　(E)　(C)　(G)　(K)　(D)　(H)　(L)

外國貨幣に現はれたる清國字形

清國の文字を現はせる貨幣を通用するは清國のみに非ず、多數清國人の在住する諸外國に於ては支那風俗も亦た遷移せり、新嘉坡の南方に在る諸島の如き清國商人及び勞役夫の移住する者甚だ多く而して該諸島の士民は極て懶惰なれば隨て萬般の手工に從事する者清國人其大半を占む。

和蘭東洋印度群島及び爪哇、スマトラ、ボルネオ其他附近の諸島に於ては清國人充滿せるを以て砂糖、烟草其他農產物の耕作及び礦坑内の採掘は全く同國人の專業とはなれり。

前記農礦業地内部に在りては流通小貨幣は僅少にして或は往々之を得る能はざる事あり故に諸方の大なる耕地、礦坑内にては該局部限り通用する私貨を有するものあり、左に之が說明を爲んとす。

本誌附錄として下記の商社及び耕地に於て通用する私貨の圖解を掲載せり。

第一、ボルネオ、ラバック煙草株式會社 (BORNEO LABUK TOBACCO COMPANY LIMITED)

第二、ラバック栽培株式會社 (THE LABUK PLANTING COMPANY LIMITED)

第三、ソーンジー、ヂスキー領地 (SOENGY DISKIE ESTATE)

第四、サンダカン煙草株式會社 (SANDAKAN TOBACCO COMPANY LIMITED)

第五、スマトラ、ランカット、オンデルネミン、ワンポー (ONDERNEMING WAMPOE LANKAT SUMATRA)

右の内第一、第二、第三、及び第四はボルネオ島に在りて英國人の設立に係り而して第五はスマトラ島にある和蘭人所有なり。

是等私有貨幣は何れも之を通用せしめんとする地方に於て鑄造したるものに非らざるは疑を容れず。該貨幣面に現はれたる清國字形の巧拙に於ては甚だしき差違あり、而かも歐字は總て巧妙を極めたれば是れ即ち歐洲鑄造のものたるや明かなり。

附錄中各貨幣圖解の下に番號を施さゞるは貨幣面の歐字並に清字とも明瞭にして判別し易きを以て之を省略せり。(完)

外國古錢月報 第四號

羅馬古錢に關する著書に在りて一般使用せる畧字

羅馬古錢學の著書頗る多し隨て是等著述の上に於て普通使用せる一定特殊の言語あり、斯かる專門的言詞名稱に通曉せんには其意義のある所を攻究するの要あれば號を逐ふて掲載すべし。

加之略字を用ひたる塲合も甚だ多く羅馬古錢に關する諸書中重要と認むるものは英、獨、伊、佛の四國語の内何れかを用語とせるが故に以上四國語にて略字の解釋を下すは蓋し有益たるのみならず亦必要なりとす。

略字	註解（英語）	同（日語）
Æ¹	First or Large Brass	大形黄銅
Æ²	Second Brass	中形黄銅
Æ³	Third Brass	小形黄銅
AR	Silver	銀
AV	Gold	金
Obv.	Obverse	表面
R/.	Reverse	裏面
To R.	To Right	右側面
To L.	To Left	左側面
Wt	Weight	量目
F.D.C.	Fleur de Coin, Mint Condition	未使用
E.F.	Extremely Fine Condition	極上等
V.F.	Very Fine Condition	最上等
F.	Fine Condition	上等
M.	Mediocre Condition	中等



(A) (B) (I) (F) (J) (E) (C) (G) (K) (D) (H) (L)

P.	Poor Condition	下等
S.	Scarce	僅少
R.	Rare	稀少
R.R.	Very Rare	最稀少
R.R.R.	Extremely Rare	極稀少
略字	註解(獨語)	同(日語)
Æ1	Gross Bronze	大形黃銅
Æ2	Mittle Bronze	中形黃銅
Æ3	Klein Bronze	小形黃銅
Hs.	Hauptseite	表面
Rs.	Rückseite	裏面
R.	Rechts	右側
L.	Links	左側
N.R.	Nach Rechts	右側面
E.L.	Nach Links	左側面
Stgl	Stempelglanz	未使用
Vorz.	Vorzüglich Erhalten	極上等
S.G.E.	Sehr Gut Erhalten	最上等
G.E.	Gut Erhalten	上等
R.G.E.	Ziemlich Gut Erhalten	中等
Schl. Erh.	Schlecht Erhalten	下等
S.Sch.	Sehr Schön	最上等
Sch.	Schön	上等
Gel.	Gelocht	有孔
Mzz.	Münzzeichen	造幣局記號
St.	Stück	雛形
Desgl.dgl.	Desgleichen	同上

伊佛略字は次號に掲載すべし。（未完）



佛國の古錢　France

世界大多數の國々に於て流通する銅貨は各國共に該國金銀貨と同意匠のもの若くは之に酷似するものにして且つ銀貨よりも遙かに得易きを以て先づ最初に銅貨に關する事項を述ぶべし。

佛國に在りても英國其他歐洲諸國に於けるが如く同國顯理第三世王の治世に當り西暦一千五百七十五年甫てTournois（トーノイ）及び（Deniers（デニア））と稱する通貨を使用せし時に當り銅貨の鑄造を見し以前は銀貨及び合成金（多量の銅中に僅少の金銀を混ずるもの）貨を通用せり。

貨幣に同一意匠を用ひし事一百年間以上に涉りたれば左に其數例を示せり。

（第壹圖參照）

此圖は表面貨を示すものにして其半身像はルイ第十三世王の右側面なり、周圍にLouis XIII P. D. Fran. Et. Nav の數語とK字を有せり。

Fran は佛蘭西の略語、Et は而してにしてNav はNavarre（ナヴァレ）の略語なり（ナヴァレは現今に在りては佛國領土内に在る一州なれども當時は獨立國たり）。

該貨の裏面は第貳圖の如くなるも年紀は一千六百三十九年とあり。

（第貳圖參照）

此圖は第壹圖に同じくルイ第十三世王の貨幣にして其裏面を示す、同王族の紋章たりし三個の百合花あり、百合花を紋章とせしは日本國帝室の菊花を以て紋章とせらるゝの類なり、此貨幣の年紀は一千六百四十三年にして其表面は第壹圖の如くなるも唯に其半身像の左側面たるに於

てのみ之と異なり。

ルイ第十三世王治世は西暦一千六百十一年より一千六百四十三年までなり。

(第參圖參照)

此圖に示せるは次王ルイ第十四世王の右側面半身像表面貨にして其周圍にL. XIIII Roi de Fr. et de Na. 1655 即ち佛蘭西及びナヴァレ王ルイ第十四世一千六百五十五年とあり。

(第四圖參照)

此圖は第參圖に示せるもの丶裏面にして其上部に Liard de France とありて其下方に三個の百合花とB字を置けり。

ルイ第十四世王は西暦一千六百四十八年より一千七百四十三年まで王位に在り。

(第五圖參照)

此圖はルイ第十五世王の右側面半身像と其周圍に Ludov. XV. D. Gratia なる羅甸語即ち英語にて By the Grace of God (上帝の恩に由て)を意味する數語を示せり。

裏面貨は第七圖に同じきも年紀は一千七百七十二年とあり。

ルイ第十五世王の治世を西暦一千七百十九年より一千七百七十四年までとす。

(第六圖參照)

此圖は表面貨にしてルイ第十六世王の左側面半身像を示す而して周圍に在る羅甸語はルイ第十六世なる語を除くの外は第五圖に同じ。

(第七圖參照)

此圖は第六圖に示せる者の裏面貨なり、三個の百合花は王冠を戴き其周圍に Francie et Navarrae Rex なる羅甸語、1789 なる數字及びBの字あり、羅甸語の意義は第參圖に示せるものと異なる事なし。

ルイ第十六世王は西暦一千七百七十四年位に卽き一千七百九十三年に至り佛國革命黨の爲めに弑せらる。

第壹圖、第四圖及び第七圖に於けるK. B. 及びBなる文字は各該貨幣鑄造地を示せる造幣局記號なれば別項に於て更に之が說明を施し是等造幣局記號に關する目錄を示すべし。(未完)



諸外國貨幣案內表 (前號の續き)

Dinar(デナル) 銀貨にして我國の凡そ四十錢に相當す、Servia(セルビア)國の通貨なり、壹デナルを壹百Paras(パラス)とす。

Dinero(デチロ) 銀若くは白銅貨にして我國の凡そ十錢に相當す、秘露にて通用す、貳デチロは壹Peseta(ペセタ)なり。

Dollar(ドーラー) 銀若くは金貨にして我國の凡そ貳圓に當る、北米合衆國、英領加奈太、British Guiana(ブリチッシュ、ギアナ)、British Honduras(ブリチッシュ、ホンヂュライ)典領西印度諸島、布哇、Liberia(リベリア)、玖馬及びPuerto Rico(ポート、リコ)等の諸國に於て通用せらる、壹弗は壹百Cents(セ

ンツ）なり。

DOLLAR（ドーラー）　銀貨にして我國の凡そ九十錢に相當す、支那、BORNEO（ボーネオ）香港、SARAWAK（サラワック）及び海峽殖民地等に於て通用せらる。

DRACHMA（ドラクマ）　銀貨にして我國の凡そ四十八錢に當るもの、希臘及びCRETE（クリート）の通貨なり、壹ドラクマを壹百LEPTA（レプタ）とす。

但し新貨なり。

DRACHMA（ドラクマ）　銀貨にして我國の凡そ三十五錢に當るもの、希臘にて通用せらる、壹ドラクマを壹百LEPTA（レプタ）とす。

但し舊貨なり。

DUCAT（デュカット）　銀貨にして我國の凡そ壹圓六十錢に相當す、SICILY（シヽリー）の通貨なり、壹デュカットを壹百GRANI（グラニ）又は三百TORNESI（トーネシー）とす。

DURO（デューロー）　銀若くは金貨にして我國の貳圓に相當す、西班牙の通貨なり、壹デューローを二十REALES（リアルス）とす。

ESCUDO（エスキュドー）　銀貨にして我國の凡そ壹圓〇四錢に相當す、西班牙及び同國諸殖民地に於て西暦一千八百六十六年まで通用せり、壹エスキュドーは壹百CENTIMOS（センチモス）なり。

ESCUDO（エスキュドー）　銀貨にして我國の凡そ壹圓〇四錢に當る、西班牙及び同國諸殖民地に於て西暦一千八百六十六年以後に通用せらる、壹エスキュドーを壹千MILESIMAS（ミレシマス）とす。

FARTHING（ファジング）　銅貨にして我國の凡そ四錢

に相當す、英國及び同國諸殖民地に於て通用せらる、四枚を以て壹PENNY（ペニー）とす。

FILLER（フィラー）　銅貨にして我國の凡そ八厘に相當す、洪葛利の通貨なり、壹百枚を以て壹KRONA（クロナ）とす。

FLORIN（フロリン）　銀貨にして我國の凡そ八十錢四厘に相當す、和蘭及び同國諸殖民地に於て通用せらる、壹フロリン（GULDEN「ガルデン」とも云ふ）は壹百CENTS（センツ）なり。

FLORIN（フロリン）　銀貨にして我國の凡そ壹圓に當る、澳太利にて西暦一千八百五十八年まで通用せり、壹フロリン（GULDEN「ガルデン」とも云ふ）を六十KREUZER（クロイザー）とす。

FLORIN（フロリン）　銀貨にして我國の凡そ八十錢に相當す、澳太利にて西暦一千八百五十八年以降に通用せらる、壹フロリン（GULDEN「ガルデン」とも云ふ）は壹百KREUZER（クロイザー）なり。

FLORIN（フロリン）　銀貨にして我國の凡そ八十錢に當る、LOMBARDY（ロムバーデー）及びVENICE（ヴェニス）等の通貨なり、壹フロリンを壹百SOLDI（ソルデー）とす。

FLORIN（フロリン）　銀貨にして我國の凡そ八十錢に當る、MONTENEGRO（モンテネグロー）に通用す、壹フロリンは壹百NOVCICAなり。



羅馬の古錢の來歷（其四）

ANCIENT ROME

マーカス、オーレリアス、プロバス（MARCUS AURELIUS PROBUS）は西暦二百七十六年皇帝の位に即きしが二百八十二年に至り暗殺されしかば其治世久しからず。

同帝の鑄造せしめたる貨幣は精巧にして且つ其種類多く極めて稀なるものに非ず。

（第八圖參照）

此圖に示すものは表面貨にして同帝の右側半身像を示し其周圍に IMP. C. M. AUR. PROBUS AUG なる數語を有せり。

（第九圖參照）

此圖は同帝の左側半身像を示せる表面貨にして其周圍に IMP. C. PROBUS AUG なる數語を示すのなり。

（第十圖參照）

此圖に示せるは第八圖の如き半身像表面貨なれども其周圍の數語は第九圖に在るものに同じ。

前記第八圖、第九圖及び第十圖に示す貨幣は總てÆに屬し極めて普通なるものに非ず而して其裏面には何れも羅馬人の崇敬せし神の肖像とPROVIDENT AUG或はVIRTUS AUGなる二語を現はせり。

以上列記せる三個の肖像に據り同帝の鑄造せしめたる其他の貨幣を認識すること難からず。（未完）

佛國貨幣に在る造幣局記號

別項佛國古錢欄に於て同國貨幣に在る諸種の文字は造幣局記號を代表し各貨幣の何れの地の鑄造に係るものなるやを示す事を述べたり。

是等造幣局記號は數多きものなれば茲に重なるもの丶目錄を示すは有益の事たるを信ず、讀者は貨幣に在る文字を暗んずるときは佛國の何れの地にて之を鑄造せしものなるやは直に之を知る事を得ん。

A.　PARIS（巴里）
A.A.　METZ（メッツ）
B.　ROUEN（ルオン）
B.B.　STRASSBURG（ストラスバルグ）
C.　ST. LO（シント、ロー）
D.　LYONS（里昂）
E.　TOURS（トーア）
F.　ANGERS（アンジエース）
G.　POITIERS（ポアチエ）
G. 及び獅子の圖　GENEVA（ゼネヴァ）
H.　LA ROCHELLE（ラー、ロセール）
I.　LIMOGES（リモジユ）
K.　BORDEAUX（ボールドー）
L.　BAYONNE（バヨーン）
M.　TOULOUSE（トールース）
M.A.　MARSEILLE（マルセイル）
N.　MONTPELIER（モンペリエ）
P.　DIJON（デジヨン）
Q.　CHALONS（シヤロン）
R.　ORLEANS（オリオン）
S.　TROYES（トロイ）
T.　NANTES（ナント）

W. LILLE (リラ)
X. VILLEFRANCHE (ヴィラフランシュ)
Y. BOURGES (ボールジァ)
Z. DAUPHINÉ (ドーフィ子)
&. AIX (アイクス)
牛の圖 PAU (パウ)
G. BRETAGNE (ブレタジア)

(完)



暹羅國貨幣　SIAM

暹羅國古代貨幣は銀貨にして扁形のもの及び球形のものあり而して或る種の印形若くは記號を有するのみ價格其他に關する何等文字を銘せず、是等の印形若くは記號は上古作る所の象、釣鉤、花卉等其他種々の表號なり。

此國に於て歐洲諸國にある通貨の如く記銘ある圓形の貨幣を甫て發行せしはマハ、モンカット (MAHA MONGKUT) 王にして西暦一千八百五十一年より一千八百五十八年の間とす、該貨幣は左記の銀、銅及び鉛貨なり。

一、鉛貨　壹ファング(FUANG)十六分の一に當る
二、銅貨　壹ファング(FUANG)八分の一、同四分の一及び同二分の一に相當する三種。
三、銀貨　壹チカル(TICAL)、壹サラング(SALUNG)壹ファング(FUANG)の三種。

是等の數種の貨幣は其印型總て英都倫敦にて之を作り而して暹羅國主府バンコック(BANGKOK)造幣局にて之が鑄造を爲せしものなれば該貨幣の舊貨に優れる事言を俟たず。

以上述べたるもの丶外四チカル(TICAL)、貳チカル(TICAL)、七ソンペイ(SONGPEI)及び十五ソンペイ(SONGPEI)と稱する銀貨を鑄造せしも之を流通せし事甚だ稀なりしなり。

右に記載する貨幣は表面に弱冠王の右側面像を有し而して其裏面には暹羅國の徽章を現はせり。

此國に在りて金貨を鑄造せし事あるも甞て國內全般に通用せしことなく同國王の下賜品としてのみ用ひたり故に暹羅國民の之を貴重する甚だ大なり。同國今上王は西暦一千八百六十八年位に即き一千八百七十四年英國に於て四、貳、壹及び半アット(ATT)なる四種の貨幣を造らしめたり。

(第十一圖參照)

此圖に示せるは四アット(ATT)に當る銅貨の表面にして暹羅國王の略名及び其上邊に王冠を現はし左右兩側に各暹羅語にて同國主府名及び現王朝第五代の國王名を記せり。

該貨の裏面は第十二圖に示せる貳アット(ATT)貨の如し。

(第十二圖參照)

此圖は貳アット(ATT)銅貨の裏面にして中央に暹羅語にて其價格を示し周圍に花環あり。

該貨の表面は第十一圖に同じ。

(第十三圖參照)

此圖は壹アット(ATT)貨の容形及び其表面を示すものにして該貨幣は表裏面とも各第十一圖、

第十二圖に同じ。

半アット(ATT)貨は總て壹アット(ATT)貨に異なるなきも唯だ其形遙に小なり。

是等銅貨を鑄造せし當時壹アット(ATT)紙幣を發行せしも該貨の流通久しからずして止む。

西暦一千八百八十八年更に其以前に優れる貨幣の鑄造あり、其印型の製造幷に諸貨幣の鑄造ともに外國に於て爲したるものなれども其國名詳かならず。

(第十四圖參照)

此圖に示せるは貳アット(ATT)銅貨の表面にして左側面王像を現はし周圍に暹羅語にてサンドレス、フラパラミンダマハ、チュラロンコルン(SANDRETH PHRA PARAMINDA MAHA CHULALONKORN なる王名を記せり。

該貨裏面は第十五面に示せる壹アット(ATT)貨の如し。

(第十五圖參照)

此圖は壹アット(ATT)銅貨の裏面にして一人物の暹羅國紋章に座する寓意的形象と其左右に暹羅語を以て價格を表示し而して下邊に同じく暹羅語にて鑄造年紀を記せり。該貨の表面は第十四圖に同じ。

(第十六圖參照)

此圖は半アット(ATT)銅貨の容形及び裏面を示すものにして該貨幣は表裏面とも各第十四圖、第十五圖に同じ。

四アット(ATT)貨は第十四圖以下に示せるものに異ならずと雖も唯だ其形遙に大なり。

西暦一千八百七十四年より一千八百八十七年の間に於て二、一、半、四分の一及八分の一チカル(TICAL)相當の極て美麗なる銀貨を鑄造せり而して表面に國王の半身像、裏面に二個の寶塔と其中間に暹羅國紋章を現はせり。現時暹羅國に於て用ひらるゝ銀貨は以上列記せし五種のものと同價格にして其意匠は第十四圖に同じ。(完)

ブラバント國の古錢 BRABANT

外國貨幣蒐集に際し往々初期研究者をして惑はしむるものあり而かも之を得ること稀なるに非ず又發見し難きにも非ず。

是等の貨幣は其表面に示せる文字に據り恒に白耳義國若くは澳太利國より出づるものとの誤認を免れす、然りと雖も實にブラバント (BRABANT) 國の古錢なり。

ブラバント (BRABANT) とは往昔和蘭國に隣れる一國にして獨立國たり或は西班牙、澳太利其他列國の隷屬たりしが後遂に和蘭國及び白耳義國の爲に割奪され今は其名なし。

同國最も古代の貨幣に關しては暫く之を他日に讓り今茲に同國が澳太利國に支配せられたる時代及び同國が獨立國たらんが爲め騷乱を起せし頃に當り發行せし通貨に就きてのみ述ぶることゝせり。

同國が澳國の羈絆を受けつゝありしは

第一、マリヤ、テレサ (MARIA THERESA) 女王治世西暦一千七百四十年より一千七百八十年に至る。

第二、ジョゼフ第二世 (JOSEPH II) 王治世西暦一千七百八十年より一千七百九十年に至る。

第三、騷乱時代即ち西暦一千七百九十年。

第四、レオポルド第二世 (LEOPOLD II) 王治世西暦一千七百九十一年より一千七百九十二年に至る。

第五、フランシス第二世 (FRANCIS II) 王治世西暦一千七百九十二年より一千七百九十七年に至るの半世期とす。

(第十七圖參照)

此圖に示せるは澳太利國マリア、テレサ (MARIA THERESA) 女王の右側面半身像を現はせる貳リアード (LIARD) 銅貨の表面にして周圍にある羅甸語は M. T. D. G. R. IMP. G. H. B. REG. A. A. D. BURG なり。

該貨の裏面は第十八圖の如くにして年紀は一千七百七十八年とあり。

(第十八圖參照)

此圖はジョゼフ第二世 (JOSEPH II) 王の貳リアード (LIARD) 銅貨の裏面を示すものにして周圍に在る花環の內に AD USUM BELGII AUSTR なる羅甸語と 1778 なる亞刺伯數字を記せり。

該貨の表面にはジョゼフ第二世 (JOSEPH II) 王の半身像を現はし殘部は總て第十七圖に同じ。

(第十九圖參照)

此圖はフランシス第二世 (FRANCIS II) 王右側面半身像と其周圍に FRANC. II. D. G. R. IMP. D. B なる羅甸語を示せる壹リアード (LIARD) 銅貨なり。

該貨の裏面には第十八圖にあるものと同じき羅甸語を現はすも周圍に花環なく年紀は一千七百九十四年なり。

(第二十圖參照)

此圖に示せるものは騷乱時代に行はれたる貳リアード (LIARD) 貨の表面にしてブラバンド (BRABANT) 國の紋章を現はせり。

該貨の裏面は第十八圖の如くなるも花環内に在る羅甸語及び亞刺伯數字は AD USUM FOEDERATI BELGII. 1790 なり。(完)

和蘭東洋印度諸島の貨幣

DUTCH EAST INDIES

東洋に在る印度諸島は現下和蘭國に隷屬すれども古來其屬する所一定せず諸島中佛國の羈絆を受けしものあり或は英國の領土たりしものあり而かも古錢學上興味多き貨幣を有する事實に豐富にして歐洲より渡來せしものと該各地方にて鑄造せしものとを問はず日本國に傳來せるもの多きを以て今茲に年代に應じて之が種別を爲して說明を與ふるは大に有益なるを信ず。

第一、上古殖民時代即ち和蘭國の直隷たりし時。

第二、和蘭東洋印度會社に屬せし時代即ち西暦一千六百〇二年より一千七百九十九年に至る、和蘭語にて該會社を DE VEREENIGDE OOST—INDISCHE COMPAGINE と稱す。

第三、バタビヤ共和國 (BATAVIAN REPUBLIC) に屬せし時代即ち西暦一千七百九十九年より一千八百〇六年に至る。

第四、ルイ、ナポレオン (LOUIS NAPOLEON) 和蘭國王たりし時及び佛蘭西帝國の隷屬たりし時代即ち西暦一千八百〇七年より一千八百十一年に至る。

第五、英國政府に屬せし時代即ち西暦一千八百十一年より一千八百十五年に至る。

第六、和蘭政府の領土となりたる時代即ち

A ギローム第一世 (GUILLAUME I) 王の治世 (西暦一千八百十五年より一千八百四十年)。

B ギローム第三世 (GUILLAUME III) 王の治世 (西暦一千八百四十九年より一千八百九十年)。

C ウイルヘルミナ (WILHELMINA) 女王の即位 (西暦一千八百九十年) より現時に至る。

第一期に在りては政府發行に係る數種の銀貨と少數の補助銅貨ありしのみにして共に極て稀なるものなれば從て日本國に傳來せるものも多からざるべし故に之等に關する說明を爲さず。

第二期に屬する貨幣の種類は其數甚だ多く而して或る種類の如きは全く普通品として見るべきものなれば之に關して其大要を述ぶべし。

之等の貨幣は總て其面に刻せる V. O. C. なる文字に據りて前項に述べたる和蘭東洋印度會社のものたるや明かなり而して該貨幣に金、銀、銅の三種あれども銅貨最も多く金貨は極て少數なり。

前記金貨はヂュカトン (DUCATON) 及びヂュカット (DUCAT) の二種にして銀貨はフロリン (FLORIN)、ルーピー (RUPEE) デミ、ヂュカトン (DEMI-DUCATON) 其他稀に見る所のもの等なり、銅貨に在りてはヂュート (DUTE) デミー、ヂュート (DEMIE DUTE) スウ (SOU) ステヴィア (STIVER) 及びセント (CENT) の數種あれども近時通用するはセント (CENT) のみとす、尙ほ以上金、銀、銅の外白鑞 (錫、鉛、銅を混じたる合成金) 及び鉛にて銅貨數種と均一の價格を有するものあり。

貨幣中和蘭本國並にバタビア (BATAVIA) 國內諸地方にて鑄造せしものあれば往々鑄造地の分明ならざるものあり。

第六期即ち現時代を除きては何れの時代と雖も英佛兩國が和蘭國より之等諸島を掠奪せんとせしが爲め短期のもののみなりしが西暦一千八百十五年に至り遂に英國は新嘉坡を得て和蘭に之を還へし與へたり。

下に掲載する圖解により各期に於ける貨幣の如何なる者なりしかは之を了得すること難からざるべし。

（第二十一圖參照）

此圖は和蘭東洋印度會社時代の初年に當り發行せし壹デュート（DUTE）白鑞貨の表面を示すものにして周圍に點環を有し其内にV. O. C.なる略符あれども年紀詳かならず。

該貨の裏面は何等文彩を有せず。

（第二十二圖參照）

此圖に示せるは同會社の壹デュート（DUTE）銅貨の表面にして一個の楯を捧持せる二頭の獅子より成れる紋章と其上に王冠あり。

該貨の裏面は第二十三圖に同じきも年紀は一千七百九十年なり。

（第二十三圖參照）

此圖は第二十二圖に示せるものゝ裏面にして同

會社の略符V. O. C.を有し其下に年紀一千七百六十四年と記せり。

（第二十四圖參照）

此圖は王冠を戴ける一個の楯の内に後足にて立ちたる獅子を示すものにして即ち和蘭國の紋章なり。

該貨の裏面は第二十三圖の如くなるも年紀は一千七百三十四年なり。

（第二十五圖參照）

此圖に示せるはバタビア共和國（BATAVIAN REPUBLIC）時代にありし半スタイナー（STEINER）銅貨にして其紋章は第二十四圖に同じきも紋章の左右に½及びST.なる數字と略語を用ひて半スタイナーなる事を表せり。

該貨の裏面は第二十六圖の如し。

（第二十六圖參照）

此圖は十六分の一グルデン（GULDEN）に當る銅貨の裏面にしてインデュ、バタブ一千八百十六年（INDIÆ BATAV:—1816）と記せり。

該貨の表面は第二十七圖の如し。

（第二十七圖參照）

此圖に示せるは第二十四圖に於けるが如き紋章を有する三十二分の一グルデン（GULDEN）銅貨の表面なり。

該貨の裏面は第二十六圖の如くなるも年紀は一千八百〇九年なり。

（第二十八圖參照）

此圖にあるものは和蘭國政府直轄たりし時代の四分の一スタイナー（STEINER）貨の表面にして其紋章は第二十四圖に同じきも紋章の左右に¼とST.なる略符を有せり。

該貨の裏面は第二十六圖の如くなるも之に示せる文字はネダール、インデー（NEDERL. INDIE）にして年紀は一千八百二十三年なり。

以上列記する貨幣の鑄造地を知る事甚だ困難なり、東洋印度諸島中最も大なるものゝ都府バタビア（BATAVIA）及び一樞要市たるスウラバヤ（SOURABAYA）に於て鑄造せしのみならず和蘭本土に在るドードレヒト（DORDRECHT）、ミデルボーグ（MIDDELBOURG）、ハーデルウイク（HARDERWIJK）、ウトレヒト（UTRECHT）其他諸市に於ても亦た之が鑄造を爲せし事あり。

現時の通貨に關しては別號に於て更に詳述すべし。

（未完）





希臘の古代之古錢（其四）

ANCIENT GREECE

曩に希臘國古代の銀貨に關して既に詳述する所ありしが該銀貨或はエレクトラム貨より年代稍後れたる銅貨も亦た古代のものにして自ら興味深きを信ず。金貨及びエレクトラム貨は耶蘇紀元前第七世紀頃の鑄造に係る由なれども銅貨は紀元前三百五十年以前には未だ多く之れ有らざりしなるべし。

該銀貨は概ね相類似せるもの多く而して之を類別すること容易なれども該銅貨にありては然らず。各種其趣きを異にし且つ銀貨の如く堅牢ならざれば往々其表面裏面共に磨滅し說示し難きものあり。

然かも銅貨に在りては銀貨に比し銹を生ずること容易なれば一見遙かに古代のものと思意さるゝことあり。

左に銅貨に關する圖解を示すべし。

（第二十九圖參照）

此圖はアガソクルス（AGATHOCLES）が鑄造せしめたる銅貨の表面にして ARTEMIS SOTEIRA 即ち救世主の首像を現はせり。

（第三十圖參照）

此圖は前圖に示せるもの丶裏面にして FULMEN 即ち雷電を現はすものなり。

第二十九圖及び第三十圖に示せるは古昔最も美術的貨幣を鑄造せしシヽリー（SICILY）島に在りしシィラキュース（SYRACUSE）市に於て發行せしものにして該貨幣及び其他の銅貨は總て希臘國古代神の肖像を表示す、アガソクルス（AGATHOCLES）は耶蘇紀元前二百八十九年に死せり。（未完）

ナイゼリア國貨幣

NIGERIA

本誌第貳號に於て亞弗利加洲西部に在る英領ナイゼリア（NIGERIA）國通用貨幣を英國本土にて鑄造せし事を述べたり、此貨弊こそ政府の手にて鑄造したるアルミニユーム貨の嚆矢とす依之大に當時の注意を惹けり。

亞弗利加洲中該北部を除き何れの地方にても歐洲より來れる殖民人の輸送せしものゝ外一も貨弊として見るべきもの無かりしは蓋し歐洲人の來りて貨幣を通用せし以前に當りては亞弗利加洲にある諸國は未だ貨幣なるものを使用する迄には文明に進み居らざりしなり。

右に述たる未開時代に在りては土民は象牙、貨段及び僧帽具を以て通貨の用に供せり、故に歐洲人は甫て亞弗利加に到り通用貨幣を有せざる土民と通商交易せんが爲め種々の貨段、黃銅線、釘類、釣鉤及び金屬製輪鐶等を携帶せり、斯くて圓形の貨幣なるものを用いて物品の交易賣買を爲すは極めて便益を與へたるや必せり。

亞弗利加洲に於ける歐洲列國所屬地の多數に在りては貨幣の流通行はれ或は歐洲本土に於て使用すると同樣の通貨を採用するものあり、英領殖民地の如きは概ね皆然りとす、或は佛蘭西、日耳曼、ベルジユム（BELGIUM）及び葡萄牙諸國の領土に於けるが如く各殖民地特殊の貨幣を鑄造通用するもあり、其他獨立諸國に在りては各自の通貨を有するもあり、モロッコ（MOROCCO）、南亞前の共和國トランスヴアール（TRANSVAAL）及オーレンヂ、フリー、ステート（ORANGE FREE STATE）共和國の如き即ち是なり。

但し南亞に在りし兩共和國は現時英國の所領に

屬するを以て是等に關しては更に詳述すべし。

ナイゼリア（NIGERIA）國に行はるゝ通貨は英國の鑄造に係り之を二種に區分す。

（第三十一圖參照）

此圖に示したるは英貨壹片に當る白銅貨の表面貨にして中央上部に壹片（ONE PENNY）とあり其上に王冠を置き而して中央に圓形の孔あり其下部に二種の國語にて價格を表示し周圍にエドワルド第七世、王且つ帝 EDWARD VII KING & EMPEROR なる數語あり。

此貨幣の裏面は第三十二圖に示したるものに同じ。

（第三十二圖參照）

此圖はアルミニユーム貨の裏面を示すものにして壹片の十分の一に當る、中央に圓形の孔ありて其周圍に二重三角形を有し而して貨幣の周圍にナイゼリア、ブリチッシユ、ウエスト、アフリカ、一千九百〇七年（NIGERIA—BRITISH WEST AFRICA—1907）と記されたり。

此貨幣の表面は第三十一圖に示すものと同樣なれども唯だ中央上部に壹片の十分の一（ONE TENTH OF A PENNY）なる價格を示せる數語のみ異なり。

以上二種の貨幣は中央に圓形の孔を有する事ベルジユム（BELGIUM）及びコンゴー（CONGO）國のものと同じく緡を通ずるに便ならしむ。

二重三角形はモロッコ（MOROCCO）其他回々敎國の通貨にも用ひらる。壹片は日本貨四錢に相當し壹片の十分の一は即ち日本貨四厘なり。（完）




(17)



(18)


(19)


(20)


(21)


(22)


(23)


(24)


(25)


(26)


(27)


(28)


(29)


(30)



(31)


(32)

外國古錢月報第壹卷第五號目次

附録

中心孔を有する外國貨幣

日本國幾多の貨幣學協會刊行に係る月報中往々亞剌比亞文字を印せる中心孔ある貨幣の印形を掲載するもの多し而かも其由來を知る者稀なるは該貨幣のチベット（THIBET）國より來りしなりと誤認されたるに因る且つ該印形の多くは上下顚倒し或は横樣に描出さるゝを見る。

尙ほ日本國に於て出版されたる貨幣書中に在りても之等貨幣に關し述ぶるものあり一書に云く該文字は野蠻字なりと是即ち日本國に在りては何人も該貨幣に就き深く知らざるを表明するが故に今茲に之が說明を施こし讀者をして其沿革を知らしむるの要あり。

（A圖參照）

此圖に示せるは蓋し日本國に於て最も多く散見するものなるべし該貨幣は瓜哇島西部に在るバンタム（BANTAM）と稱する地方に屬す。

該貨幣に關する記事を載せたる書は

一、西曆一千八百七十一年出版エイチ、シー、ミリース（H. C. MILLIES）氏著佛書 LES MONNAIES DES INDIGENES.

二、西曆一千八百六十三年出版、ヴァン、デル、チッヅ（VAN DER CHIJS）著蘭書 MUNTEN VAN NEDERLANDSH INDIE.

英國有名の著述家ラッフルス（RAFFLES）及びクローファド（CRAWFURD）も亦同貨幣に關し記述せりフォンロバート（FONROBERT）は同氏著書第七百四十三號に於て是亦同貨に就き記載する所あり。

斯の如くして同貨幣に關する記事中多數のものは該貨のバンテン（BANTEN）に屬するに於て同意するも獨りステファニック（STEPHANIK）は之を西曆一千五百九十六年より一千六百〇八年に於ける PANGARAN ARYA, RANA DI MANGGALA に歸す蓋し此說妥當なるべし。

該貨の記銘はマレー文字を用て瓜哇語 PANGARAN RATOU BANTEN 即ちバンテン（BANTEN）の主權者を意味する數語を綴れり。

同貨幣は亞鉛若くは之に類する白色金屬を用て之を造れり而して日本國に於て散見せる諸種のものは總て赤色の銅に造らるゝが故に蓋し擬似品ならん尙ほ在米國某氏の語る所に據れば黃色の金屬にて造れるものある由なれども未だ之を見ず。

以上述たるものゝ外尙ほ同一文字を有する諸種のものあり其形に大小の差異あるのみならず圓き孔を有するものあり。

該貨の裏面は無地なれば玆に之が說明を省く所以なり。

次に述ぶる所の貨幣は日本國貨幣學者に於て通常チベット（THIBET）國に歸するものにして而かも甚だしく其所屬を誤りたるに非ず該貨の沿革を左に記載すべし。

清國咸豐帝の治世末年に當り同國西北諸州に回々敎信徒の戰亂起り次でターケスタン（TURKESTAN）に在る諸の市府に一揆擾亂相踵ぎ遂に淸國守備兵の虐殺せらるゝに到れり同變亂中舊回々敎信徒主權者の苗裔にしてクウチャー（KUCHÉ 即ち KUCHAR）に生れ同市に在る著名の一廟社保護人たりしヤカッブ、ベー（YAKUB BEY）なる者宗門上の開戰を宣布し西曆一千八百六十二年遂に自らターケスタン國王（KHAN OF TURKESTAN）と謂稱し土着の回々敎信徒中より主要市府の知事を任命せり。

（B圖參照）

此圖に示せるは赤色銅貨の表面にしてターケスタン語にて SAYID GHAZI RASHEDDIN KHAN なる銘を有し且つ同國の數字を用て貳と記せり蓋し該王治世第二年を意味するなるべし。

（C圖參照）

此圖は前圖にあるものゝ裏面にしてターケスタン語 DARUB DAR ES-SULTANAH KUCHE 即ち首府クッチャー鑄造なる銘を有し且つ SULTANAH なる語に冠らすに回々教信徒の屢ば斯種の尊號に加ふる祈念の頭字を以てせり。

尙ほ斯種の貨幣にして耶蘇紀元千八百六十三年に相當する回々教信徒中に用ひらるゝ所の一千二百八十年なる年紀を示せるものあり。

（D圖參照）

此圖にあるは瓜哇島鑄造に係る GOBOG （ゴボッグ） 即ち堂宇錢と稱する一種の奇錢にして聖樹及び符號を把持する男女性の肖像を現はせり。

（E圖參照）

此圖に示せるは裏面貨にして男性像、祈念車輪、堂宇及び符號を有す該貨はヒンドスタン人（HINDOO）の瓜哇侵凌時代頃に鑄造せしものにして赤色を帶びたる合成黃銅より成り多少の黃金を含有せるものゝ如し。

（F圖參照）

此圖は暹羅國に隣れるマレー半島に在る SINGO-RA （シンゴラ） 國鑄造に係る白鑞貨の表面を示すものにして振興通寶なる四個の淸國文學を有す。

（G圖參照）

此圖にあるは前圖に示すものゝ裏面にして亞剌比亞國併に暹羅國文字を用て NEGERI SINGORA



（B）



（A）



（C）



（D）



（E）



（F）



（G）



（B）　（A）　（C）

（D）　（E）

（F）　（G）

即ちシンゴラ王國なる二語を記せり該貨の値は半ファングに相當す。（完）

外國古錢月報　第五號

亞米利加合衆國の貨幣（其二）

THE UNITED STATES OF AMERICA

本誌第三號に於ては北米合衆國私立銀行及び商社の鑄造に係る貨幣に就て論せしを以て今玆に同國政府が發行せしものに關する簡單なる沿革を述ぶることとせり。

米國に在りては貨幣鑄造制度の未だ確立せざりし頃に當り適法通貨として流通せし者は古代西班牙國に於て鑄造せし一弗銀貨のみにして而して之を八個の小片に分割したる者を以て小貨幣の代用に供せり。

西暦一千七百九十二年同國政府甫めて造幣局を設立し爾後數年を閲て該國内に於て外國貨幣を通用せざるに至れり。

一、銅貨　同國政府が甫めて發行せし通用貨幣は西暦一千七百九十三年に當り鑄造せし一CENT（セント）及び半セントの銅貨にして之に次で其翌年及び翌々年に至り銀貨及び金貨を鑄造せり而して一セント及び半セントの二種は前記一千七百九十三年より一千八百五十七年まで之が鑄造を續けしも爾後之を止め一千八百六十四年に至り一セント青銅貨の鑄造を始め今日に及べり且つ之と同時に二セント青銅貨をも鑄造せしが一千八百七十三年に至り之を止む。

二、白銅貨　白銅を用ひて一セント貨を鑄造せしは西暦一千八百五十六年より一千八百六十四年までにして該數年間に在りては銅若くは青銅一セント貨を發行せしことなし而して一千八百六十五年より一千八百八十九年まで三

種白銅貨を鑄造せしが爾後之を止め一千八百六十六年甫めて五錢白銅貨を鑄造し今尙ほ之を續行せり。

三、銀貨　三セント銀貨は西暦一千八百五十一年乃至一千八百七十三年間五セント銀貨即ちHALF DIME（半ダイム）と稱するものは一千七百九十四年乃至一千八百七十三年間各之が鑄造を續けしも後之を止む然れども一 DIME（ダイム）即ち拾セント銀貨の鑄造は一千七百九十六年に始まり今尙ほ之を續行せり而して二十セント銀貨の鑄造は一千八百七十五年乃至一千八百七十八年にして止み一 QUARTER DOLLAR 即ち二十五セント銀貨及び一 HALF DOLLAR 即ち五十セン銀貨を甫めて鑄造せし一千七百九十六年及び一千七百九十四年にしは各て今尙ほ之を續行せり。

貿易銀と稱する一弗銀貨の鑄造期間は一千八百七十三年乃至一千八百八十四年にして普通標準銀即ち一弗銀貨は一千七百九十四年甫めて之を鑄造し一千九百〇四年に至り之を止む。

四、金貨　一弗金貨を鑄造せしは西暦一千八百四十九年より一千八百八十九年までにして二弗半金貨即ち QUARTER EAGLE（四分の一イーグル）と稱するもの丶甫めて鑄造されしは一千七百九十六年なりしが今尙ほ之を續行せり而して三弗金貨の鑄造は一千八百五十四年に始まり一千八百八十九年に止み五弗金貨即ち HALF EAGLE（半イーグル）及び十弗金貨即ち EAGLE（イーグル）は一千七百九十五年甫めて之を發行し DOUBLE EAGLE（ダブル、イーグル）と稱する二十弗金貨は一千八百四十九

年甫めて之を鑄造せしが之等三種のものは何れも發行以來常に其鑄造を續行せり。

尚ほ紀念貨幣に關する事項あれども之を他日に讓り今茲に合衆國政府の定期發行貨幣に就きて左に圖解を示し詳説せざる可からず。

（第一圖參照）

此圖に示せるは政府發行に係る普通大形一セント（CENT）銅貨の表面にして自由首像の左側面を現はし其周圍に合衆國創始の十三州を表示する十三個の星標あり而して其下に年紀一千八百二十二年とあり。

（第二圖參照）

此圖は第一圖に在るもの丶裏面を示す而して表示の文字顯然更に説明を要せず。

西暦一千七百九十三年の鑄造に係るものは該裏面に第二圖に示せる花環の所に鏈鎖を現はせり而して最極稀品なり。尚ほ同年に當り發行せられたる數種ありて是亦極稀品なれば一個五十圓以上に價するものあり。一千八百〇二年以前のものは甚だ稀にして該年紀のものと雖も其價一個約五十錢とす。

（第參圖參照）

此圖に示せるは同く一セント（CENT）銅貨の表面なれども其首像第一圖に在るものと異にして且年紀一千八百五十四年なる數字稍大なり。

（第四圖參照）

此圖に示せる大形半セント銅貨の表面にして其大要第一圖に同じきも其星標首像の左右に分れ左側に七個右側に六個あり而して年紀は一千八百二十五年なり。

該貨の裏面は第二圖に示すものに同じ但し半セント貨なれば其形稍小なり。

（第五圖參照）

此圖に示せるは銅及び白銅にて造られたる一セント貨の表面にして印度人の左側面首像を現はし其周圍及び下邊に UNITED STATES OF AMERICA（亞米利加合衆國）なる文字と年紀を示せる一千八百六十年なる數字を有せり。

（第六圖參照）

此圖は第五圖に在るもの丶裏面にして花環内中央に ONE CENT（一セント）貨たるを示し上部に合衆國の紋章を現はせり。

（第七圖參照）

此圖に示せるは一千八百六十六年の鑄造に係る五錢白銅貨の表面にして中央に合衆國紋章と上部に IN GOD WE TRUST（吾人は神を信ず）なる四語を現はし而して下部に年紀一千八百六十六年とあり。

（第八圖參照）

此圖は第七圖に示すもの丶裏面にして中央に亞剌比亞數字及び(五)を以て其價格を表し之が周圍に星標及び光線各十三個ありて更に之を圍繞するに UNITED STATES OF AMERICA（亞米利加合衆國）なる四語を以てし其下邊に CENTS（センツ）なる一語を加ふ。

（第九圖參照）

此圖に在るは第八圖の如く五錢白銅貨の裏面なれども内環は星標のみにして光線なし。

該貨の表面は第七圖に同じきも年紀は一千八百八十三年なり。

（第十圖參照）

此圖に示せるは三錢白銅貨の表面にして自由首像の左側面を現はし其周圍に UNITED STATES OF AMERICA（亞米利加合衆國）なる四語を示し下邊に年紀一千八百六十六年とあり。

(第十一圖參照)

此圖は第十圖に示すもの丶裏面にして花環内に羅馬數字 IIII (參)を現はせり。

參錢白銅貨は最普通のものに非ず且現時に在りては既に不通用貨幣たり。

(未完)



東洋印度諸島貨幣にある私有記號

東洋印度諸島に通流する貨幣中種々の私有記號を有するものあり而して之等のもの弘く天下に散見し日本國に渡來せるものも其數甚だ多し故に左に三四の圖解を施し其沿革の大要を述ぶべし。



上圖に示すものは世人の熟知せる記號にして其V. O. C.なる文字は和蘭語ヴェリニード、ウースチンチスチー、コムパニー(VEREENIGDE OOSTINDISCHE COMPAGNIE)の首字即ち聯合東洋印度會社を意味するものなり。同會社は西暦一千六百〇二年の設立に係り當初は一個の商賈會社に過ぎざりしが漸く年霜を經るに從ひて其權勢を增進し遂に一獨立國の如き姿となり貨幣鑄造の權をも有するに至れり。

斯くて諸會社は西暦一千八百十年和蘭國政府が印度諸島を直轄制御するに至るまで持續し其間恒に貨幣の鑄造を行へり。

諸會社は和蘭國所屬印度諸島及び一時其所領たりし新嘉坡、錫蘭島等の通貨を鑄造せり。



上圖に示せる記號は前圖にあるもの丶如く散見せずと雖も是亦貨幣鑄造の權能を有せし一箇商賈會社に屬するものなり、此記號は元來諸會社の荷印にして其輸出貨物の外函若くは外袋に押捺するを例とせり。

同會社は西暦一千五百九十一年英國商船三隻の印度に到り其歸へるに及で他船亦た之に繼ぎ遂に數多の商賈會社を設立せしに基き西暦一千七百九十八年之等數會社はユナイテッド、イースト、インデヤ、コムパニー(UNITED EAST INDIA COMPANY)なる名稱の下に合同せしものなり、是より諸會社は西暦一千八百五十八年に至るまで漸次强勢の域に進みしが該年に當り英國政府が印度の政權を握りしかば該會社は遂に存在せざるに至れり。同會社は數多の貨幣を鑄造せしが其内上圖に示す所の記號を有するものは孟買、マドラス(MADRAS)及びペナン(PENANG)に於て通用せり。



上圖に示すものは英國東洋印度會社に屬する記號にして印度及び其隣國にある數多の貨幣に使用せしものなり。

圖に示すが如く秤量器にして兩桿相平均するは該會社と商取引を營むものに對して平等の取扱を爲すことを

表示す而して此記號ある貨幣中過半のものに土耳古語アデル（ADEL）即ち正道を意味する文字を附加せり。

右に述たると同一意匠のもの現時亞弗利加洲に通用せる貨幣中殊にモムバサー（MOMBASSA）及び其他英國殖民地に於けるもの等に多く散見す。



上圖に示す雄鷄の記號はマレー半島即ち海峽殖民地の爲めに鑄造したる貨幣に往々散見するものなれども何等の理由に據りて雄鷄を記號とせしや詳かならず。該貨幣を初て使用せしはマラッカ（MALACCA）國にして恒に雄鷄の上にマラッカ語にてタナ、マラヨ（TANA MALAYO）即ち馬來人の土地なる文字あり而して雄鷄は圖に示す如く右向のものと叉左向のものとあり且つ其下にシー、エイチ、リード（C. H. READ）なる文字を記せるものあり是れ諸貨幣を鑄造するか若くは其意匠を工夫したる者の氏名ならん、故に該文字は一定せず。（完）



愛蘭の古錢　IRELAND

現時代に在りては不列顛王國の一部たる愛蘭島は在昔HIBERNIA（ヒバールニア）と稱し英吉利王國の如く一個の獨立國たりしかば當時の國王は該國通用貨幣を鑄造發行せり然るに玆には英國々王が將に愛蘭國の爲に鑄造せしめたる銅貨に關する說明を與ふることゝせり。

（第十二圖參照）

此圖に示せるはジォジアス王の右側面半身像を現はせる半片貨の表面にして周圍に GEORGIUS DEI GRATIA REX なる文字を有せり。

該貨の裏面は第十三圖の如くなるも其形稍大なり。

（第十三圖參照）

此圖は第十二圖の如き表面を有する一 FARTHING（一ファヂング）即ち四分の一片貨の裏面を示すものにして上部に HIBERINIA. 1723 とあり其下に竪琴を保持せる一婦人の左側面座像を現はせり。

HIBERINIA（ヒバールニア）は愛蘭の別名にして竪琴は同島の國章なり。

前記の時代に當り英國に於て英吉利並に蘇格蘭の爲めに鑄造せし貨幣は第十二圖及び第十三圖に示せるものに酷似せり故に讀者須く本誌第三號に揭載せるものを參照すべし。

（第十四圖參照）

此圖に示せるは半片貨の表面にしてジオジアス第三世王右側面半身像と其周圍に GEORGIUS III REX なる文字を現せり。

（第十五圖參照）

此圖は第十四圖に示すものゝ裏面にして上部に

HIBERNIA なる文字を記し中央に竪琴の圖を現はし其下邊兩側に年紀一千七百六十九年とあり。

（第十六圖參照）

此圖は半片貨の表面を示すものにしてジョジアス第三世王右側面半身像と其周圍に GEORGIUS III D. G. REX なる文字を現はせり。

該貨の裏面は第十七圖の如くなるも其形稍大にして年紀は一千八百〇五年なり。

（第十七圖參照）

此圖に示せるは第十六圖にあるものと同種に屬する一ファヂング即ち四分の一片貨の裏面にして第十五圖に酷似するものなれば更に説明を要せざるも年紀は一千八百〇六年なり。

該貨の表面は第十六圖の如くにして其形稍小なり。

（第十八圖參照）

此圖は半片貨の表面を示すものにしてジョジアス第四世王左側面半身像と其周圍に GEORGIUS IV D. G. REX なる文字を現はせり。

（第十九圖參照）

此圖に示せるは第十八圖にあるものゝ裏面にして第十五圖に酷似するものなれば更に説明を要せざるも年紀は一千八百十三年なり。（完）

諸外國貨幣案内表（其五）

FRANC（フランク）

此は佛國本土及び殖民地、白耳義、バルガリア（BULGARIA）、コンゴー（CONGO）、ルクセンバルグ（LUXEMBURG）及び瑞西の諸國に於て通用する銀貨にして一フランクは日本貨幣凡そ三十八錢五厘に相當す、一フランクは一百 CENTIME（センタイム）とす。

FRANCO（フランコ）

此はドミニカン共和國（THE DOMINICAN REPUBLIC）に流通する銀貨にして一フランコは日本貨幣三十四錢に相當す、一フランコは一百 CENTIMO（センチモ）とす。

FUANG（ファング）

此は暹羅國に通用する銀貨にして一ファングは日本貨幣七錢に相當す、八ファングを以て一 TICAL（チカル）とす。

GOURDE（ゴアデ）

此はヘイチ（HAYTI）島に通用する銀貨にして一ゴアデは日本貨幣凡そ一圓九十三錢に相當す、一ゴアデは一百 CENTIME（センタイム）とす。

GRANO（グラノ）

此はシヽリ（SICILY）島に通用する銅貨にして一グラノは日本貨幣凡そ一錢六厘に相當す、一百グラノを以て一 DUCAT（ヂュカット）とす。

GROSCHEN（グロッセン）

此は普露西、ブランスウッチ（BRUNSWICK）、ハノヴァ（HANOVER）、オルデルブルク（OLDENBURG）其他諸聯邦に於て流通する銅貨若くは白銅貨にして日本貨幣凡そ四錢八厘に相當す、三十グロッセンを以て一 THALER（サラー）とす。

澳太利國貨幣

AUSTRIA

西暦一千八百〇六年以前に當りては澳太利、日耳曼及び北部以太利を合せ HOLY ROMAN EMPIRE（神聖羅馬帝國）と稱せり。

前記時代に於ける古錢に關する沿革は他日に讓り今玆に現時澳太利國に流通する貨幣に就きて述ぶべし。

澳太利國は戴冠兩頭鷲を用て紋章と爲せり。

墺太利國初代帝は獨逸語にて OESTERREICH と稱する FRANCIS I（フランシス第一世）にして同帝は曩に述べたる神聖羅馬帝國の末帝なり、西暦一千八百〇七年同帝にて澳國通用の銅貨を鑄造せり 15 KREUZER, 30 KREUZER（十五クリューザー、三十クリューザー）等之なり。

西暦一千八百十二年に當り同帝 $\frac{1}{4}$, $\frac{1}{2}$, 1 and 3 KREUZERS（四分の一、半、一及び三クリューザー）等の銅貨を鑄造せり。

（第二十圖參照）

此圖はフランシス第一世帝の造りたる一クリューザー銅貨の表面を示すものにして中央に一個の楯あり其内部に澳國紋章を現はし楯の上に冕あり而して周圍に K. K. OESTERREICHISCHE SCHEIDEMÜNZE. なる文字を有せり、之等の文字は現代に到るまで總ての澳國貨幣に用ひられたり。

（第二十一圖參照）

此圖に示せるは第廿圖にあるものゝ裏面にして EIN KREUZER. 1816. なる文字及び數字は其價格と鑄造年紀を表はし下に二個の花彎あり而して最下部にある A字は該貨を鑄造せし造幣局の略符なり。

西暦一千八百四十八年 FRANCIS JOSEPH I（フランシス、ジョゼフ第一世）帝二クリューザーに當る銅貨を鑄造せり該貨は第廿圖及び第廿一圖に示せるものと同一樣なり。又一千八百五十一年に至り同帝 $\frac{1}{4}$, $\frac{1}{2}$, 1, 2 and 3 KREUZERS（四分の一、半、一、二及三クリューザー）等を鑄造せしが前時のものに比し其形遙に小なり。

（第二十二圖參照）

此圖に在るはフランシス、ジョゼフ第一世帝の造りたる一クリューザー貨の表面にして中央に澳國紋章を現はせり而して周圍の文字は第二十圖に同じ。

該貨の裏面には 1 KREUZER-1851 即ち該價格と鑄造年紀を表はす文字及び數字を三行に記したるのみにして一も修飾を施さゞれば圖解を省略す。

西暦一千八百五十八年乃至一千八百八十一年に在りて同帝又 $\frac{5}{10}$, 1 and 4 KREUZERS（十分の五、一及び四クリューザー）の諸銅貨を鑄造せしが前二回のものに比し其形更に小なり。

（第二十三圖參照）

此圖は四クリューザー貨の裏面を示すものにして二個の大花彎內に年紀一千八百六十年とあり而して下邊に記せるAなる小字は該貨を鑄造せし造幣局の略符なり。該貨の表面は第二十四圖の如くにして其形大なるのみ。

西暦一千八百八十一年以降鑄造に係る銅貨は其形益々縮小し一千九百年に到る。

（第二十四圖參照）

此圖にあるは一クリューザー貨の表面にして該貨の如何に縮小せしかを示さんが爲め玆に之を掲ぐ。

該貨の裏面は第二十三圖の如くなれども年紀は

一千八百八十五年なり。

西暦一千九百〇一年に當り更に貨幣鑄造法を改め 1 Heller（一ヘラー）、2 Heller（二ヘラー）銅貨及び 10 Heller（十ヘラー）、20 Heller（二十ヘラー）白銅貨等を造れり然かも該貨幣は極めて普通のものにして世人の熟知する所なれば今茲に之を説明するの要なかるべし。

（完）



羅馬の古錢（其五）Ancient Rome

古代羅馬帝國貨幣中往々裏面に該國主神の肖像を現はせるものあり而して其周邊に在る文字を讀得るに非れば何神たるや識別し難きもの少なからず故に本號に於て極稀に非ざる之等貨幣の見本として見るべきものに關する圖解を掲げ古錢學研究者に稗益せんと欲す右に述ぶるが如く肖像相類似するを以て往々錯雜を免れず左に説明するは所謂主神の三座像なり。

（第二十五圖參照）

此圖に示せるは西暦二百四十四年乃至二百四十九年帝位に在りし Philip I フィリップ第一世の造れる Æ¹ 貨の裏面にして Fortune（フォチューン）神即ち福神左側面座像の Cornucopiæ（コルーニュコーピア）即ち角の中より花及び果實の現はれたるものにして豊富を表する記號たる猶ほ日本の寶船の如きもの及び一個の舵を把り車輪に座するを現はし而して其上部左右に Fortuna Redux 下邊に S. C. なる文字を表示せり。

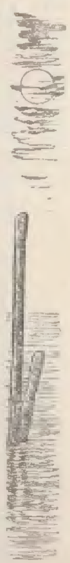
（第二十六圖參照）

此圖は Gordianus Pius or III ゴーヂアヌス、ピイアス或は第三世帝（在位西暦二百三十八年乃至二百四十四年）の鑄造せし Æ¹ 貨の裏面を示すものにして之に現はせるは一個の Patera（パテラ）即ち古代の皿形のもの及び Double Cornucopiæ（ダブル、コーニュコーピア）即ち二重コーニュコーピアを把る Concord（コンコード）神即ち和合神の左側座像なり而して其下に S. C. 貨幣の周圍に Concodia Milit なる文字あり。

（第二十七圖參照）

此圖は Hadrianus ハドリアナス帝（在位西暦七十六年乃至百三十八年）の鑄造に係る Æ¹ 貨の裏面を示すものにして Jupiter（ジュピター）神即ち木星神（至尊神とも云）の左側面座像を現せり而して該神の手にせるは Victory（ヴィクトリー）神即ち勝利神と一筋の鎗なり該貨幣の周圍にある文字は Pont. Max. Tr. Pot. Cos III にして座像の下に S. C. の二字あり。

（完）



希臘の古錢（其五）ANCIENT GREECE

本號に於ては在昔亞弗利加洲カーセーヂ(CARTHAGE)にて鑄造せし貨幣に關し詳論すべし。

蓋しカーセーヂ人の貨幣鑄造に關する觀念は耶蘇紀元前四百年に當りシヽリー（SICILY）島を侵掠せし頃ひ同島に住ひし希臘人より之を得たるものにしてカーセーヂ國最古の貨幣は表面に棕櫚樹裏面に馬首を現はせり。

（第二十八圖參照）

此圖は裏面に馬首を現はせる古銅貨を示すものにして該貨の表面には棕櫚樹を有せり此貨幣を鑄造せしは耶蘇紀元前四百十年乃至三百十年とす因て近代に於て之を見る事稀なり。

（第二十九圖參照）

此圖に示せるは STATER（スターター）と稱するエレクトラム貨の裏面にして極めて姿勢よき馬像を現はせり而して該貨の表面は第三十圖にあるものに似たり而して第二十九圖及び第三十圖に示す貨幣は耶蘇紀元前二百十八年頃の鑄造に係る。

（第三十圖參照）

此圖は PERSEPHONE 頭部を現はせる銅貨の表面を示すものにして餘は第二十九圖に同じ。

耶蘇紀元前二十九年カーセーヂ國羅馬帝國の所領地となるに及びて同帝國當時の銅貨を通用するに至る。

（未完）



英領印度の新貨幣 INDIA

本誌第一號に於て英國鑄造に係る最新一 ANNA（アンナ）白銅貨の英領印度に在りて通用する事を述べたり故に今茲に諸貨幣の圖解を示し之が說明を爲すべし。

（第三十一圖參照）

此圖に示せるは前記白銅貨の表面にして英王右側面半身像と其周圍に EDWARD VII KING & EMPEROR（エドワルド第七世王及び皇帝）なる文字を現はせり。

（第三十二圖參照）

此圖は前圖に在るものヽ裏面にして中央に 1 ANNA（一アンナ）上部に INDIA（印度）下部に 1907（一千九百〇七年）とありて其外部及び貨幣の周邊に修飾を施こし而して四方に印度國に於て使用する重要なる四國語を用て該貨の價格を現はせり。

本貨幣の周圍は扇形を成す蓋し英國に於て斯形を採用せしは之を以て嚆矢とす然かも斯の如き奇形貨幣を甫て鑄造せしは西印度玖馬島にして同島に在りては是より先數年既に滿圓形に非ざる貨幣の鑄造を行ひつヽありしなり。

（完）



古錢の新聞

○米國錢貨學協會々長ファラン、ゼーブ（FARRAN ZERBE）氏嘗て一場の演說を爲せしとき古來貨幣鑄造の原料として世界中殆んど總ての品質を使用したることを述べ左記の如く之を列擧せり。

磁器、硝子、木材、石材、粘土、捏粉、板材、砲地金、金、銀、エレクトラム、白鑞、錫、鉛、鐘地金、鏡地金、殼類、眞珠、黃銅、銅、護謨、骨類、柔皮、碧玉等なり。

○英國に在りては壹片貨の缺乏を來す甚し是れ全く數千萬の匾貫柱に壹片貨を投入すること夥しきに原因するものなり、日本國に於ては匾貫柱の數未だ多からざれども歐米諸國の停車場、待合場、旅館其他公衆の集合する場所に到れば該柱の設けあらざるはなく一小銅貨を投入すれば之に相當するチョコレート其他蔗漿類、郵便切手或は端書、燐寸、若くは紙卷烟草を獲るか、自働的音樂を奏せしむるか或は自己の體量を秤るを得る快樂あり、されば客年壹ヶ年間に之が爲めに費せし壹片貨の總額實に六千萬片即ち貳百五拾萬圓に上れり故に英國に在りて壹片貨の缺乏を告ぐるや必然にして毫も怪しむに足らず。

○北米合衆國に於ては客年初て同國通用壹セント（CENT）銅貨に其鑄造地の名號を表示することゝせし以來今猶ほ之を繼續せり而して現時桑港にて鑄造せる同貨はSなる造幣局記號を現はしあれば該貨幣の何地のものなるやを知ること容易なり。



外國古錢月報第壹卷第六號目次

附錄

貨幣に記せる頭字

諸貨幣中往々之を鑄造せし國名若くは主權者の名を明記せず僅かに一二の頭字及び該貨の價格のみを示すものあり爲に初學者をして屢ば困難を感ぜしむ。

前記貨幣は總て通常銅貨なれば本號に於て其重なるものに就きて說明を與ふるは初學者をして各貨幣の何國のものなるやを知らしむるに於て大に裨益あるを信ず。

(A圖參照)

此圖は西曆一千七百七十一年丁抹王クリスチアン第一世(CHRISTIAN I)の發行せし一SKILLING(スキリング)貨を示すものにして C. C. 7. 7. なる文字と其上に一個の冕を現はす。

(B圖參照)

此圖は西曆一千八百五十四年露帝ニコラス第一世(NICHOLAS I)の發行せし半KOPECK(コペック)貨を示すものにして同帝發行に係る銅貨第四類に屬す該貨には露字NをIに重ね其上に一個の冕を現はせり。

(C圖參照)

此圖は西曆一千八百七十四年乃至一千九百〇二年に當り丁抹王クリスチアン第九世(CHRISTIAN IX)の發行せし一ORE(オール)貨を示すものにしてC. IXなる文字と其上に一個の冕を現はす。

(D圖參照)

此圖は西曆一千八百四十五年露帝ニコラス第一世(NICHOLAS I)の發行せし二KOPECK(コペック)貨を示すものにして同帝發行に係る銅貨

第三類に屬す該貨には露字NをIに重ね其上に一個の冕を現はせり。

(E圖參照)

此圖は西曆一千七百七十四年獨逸聯邦の一たるメックレンブルグ、スウェリン(MECKLENBURG-SCHWERIN)王フレデリック第一世(FREDERICK I)の發行せし一SCHILLING(シリング)貨を示すものにしてFなる文字と其上に一個の冕を現はす。

(F圖參照)

此圖は西曆一千八百〇年佛帝ナポレオン第一世(NAPOLEON I)の發行せしDIX CENTIMES(十センタイム)貨を示すものにしてNなる文字と其上に一個の冕を現はす。

(G圖參照)

此圖は西曆一千八百六十七年諾威王チャールス第十五世(CHARLES XV)の發行せし半SKILLING(スキリング)貨を示すものにして中央に同國紋章を現はし其左右にCLとXVなる文字を記せり。

(H圖參照)

此圖は西曆一千八百四十六年ハーヴァ(HANOVER)王アーンスト、オーガスト(ERNST AUGUST)の發行せし一PFENNIG(フェンニッグ)貨を示すものにしてE. A. R. なる文字と其上に一個の冕を現はす。

(I圖參照)

此圖は西曆一千八百六十七年露帝アレキサンダー第二世(ALEXANDER II)の發行せしフィンランド通用の五PENNIA(ペンニア)貨を示すものにして中央にAなる文字を現はし其上下に一個の冕とIIなる羅馬數字を表示せり。



(A)　(B)　(C)　(D)　(E)　(F)　(G)　(H)　(I)　(J)　(K)　(L)　(M)　(N)　(O)　(P)

（J圖參照）

此圖に示せるは露國通用の一 Kopeck（コペック）貨にして之が發行者並に該貨に表示する文字等はI圖にあるものと同一なれども之を鑄造せしは西暦一千八百六十一年とす。

（K圖參照）

此圖は西暦一千八百七十五年瑞典王オスカー第二世（Oscar II）の發行せし二 Ore（オール）貨を示すものにしてO字の內にIIなる羅馬數字を現はし其上に一個の冕を表示す。

（L圖參照）

此圖は西暦一千八百五十三年ハノヴァ（Han-over）王ジョーヂ第五世（George V）の發行せし二 Pfennige（フェンニッグ）貨を示すものにして G. R. なる文字と其上下に一個の冕とVなる羅馬數字を表示せり。

（M圖參照）

此圖は西暦一千八百二十一年獨逸聯邦の一たるヘッセー、カッセル（Hesse-Cassel）王ウイリアム第九世（William IX）の發行せし四 Heller（ヘラー）貨を示すものにして W. K. なる文字と其上に一個の冕を現はす。

（N圖參照）

此圖は西暦一千八百六十四年和蘭王ウイリアム第一世（William I）の發行せし一 Cent（セント）貨を示すものにしてWなる文字と其上に一個の冕を現はす。

（O圖參照）

此圖は西暦一千八百五十六年丁抹王フレデリック第七世（Frederick VII）の發行せし一 Skilling（スキリング）貨を示すものにして F. VII なる文字と其上に冕を現はす。



(A)　(B)　(C)　(D)　(E)　(F)　(G)　(H)　(I)　(J)　(K)　(L)　(M)　(N)　(O)　(P)

(P圖參照)

此圖は西暦一千八百三十六年白耳義王レオポルド第一世(LEOPOLD I)の發行せし二CENTIMES(センタイム)貨を示すものにしてLなる文字と其上に一個の冕を現はす。



羅馬貨幣の造幣局記號

往古羅馬國に在りては各州各殖民地に於て該地方通用貨幣を鑄造せしも後之を廢し帝國造幣局なるものを各所に設くるに至れり偖て各地方鑄造に係るものは其形狀意匠共に相異なりしが帝國造幣局の各所に設立せられてより總ての貨幣に一定の形態を用ひ僅かに造幣局記號を異にするに止まれり。

ガリエーナス(GALLIENUS)帝治世西暦二百五十四年に當り甫て二百六十八年迄造幣局所在地を表示する記號を貨幣に現はせり而して遂に恒例となりダイオクリシアン(DIOCLETIAN)帝の時(西暦二百八十四年より三百〇五年)に及で一般之を慣用するに至れり。

右に述べたる造幣局記號は概ね貨幣の表面下部に之を表示せり造幣局名畧符の主要なるもの左の如し

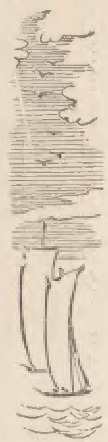
A, AL, ALE……ALEXANDRIA (EGYPT)

タ）は希臘字母第一字乃至第四字とす。造幣局記號の左に屢ば SMなる文字を見ることあり是即ち Sacra Moneta（神聖貨幣）を意味するものにして例へば

Smaq は Sacra Moneta Aquileiae（アクイリア鑄造神聖貨幣）

Smalt は Sacra Moneta Alexandriae（アレキサンドリア鑄造神聖貨幣）なり。

尙ほ羅馬貨幣に於て見る所の文字數多あれども他日を俟て之が說明を爲すべし。　（未完）



羅馬法王管轄諸國の貨幣

States of the Church

羅馬法王の管轄する諸國に於て鑄造せし貨幣は其數甚だ多く且つ興味深きものなり而して常に其表面に一定の表章即ち法王の紋章、稱號及び治世の年紀等を示すが故に之を分類すること難からず。其內最も重要なるは羅馬鑄造に係るものにして尙ほ同都以外の地に於て造りたるものも法王の紋章を有すれども亦大に異なる所あり。

古代の法王貨は常に其表面にピーター尊者（Saint Peter）或はポール尊者（Saint Paul）の肖像若くは神聖門の圖を現はすも後世發行に係るものは該貨幣の鑄造年紀及び價格を示すのみ即ち Quatrini（クォトリニー）、Baiocchi（バイオクシー）貨等是なり而して Romani なる語は羅馬鑄造たるを表す其他の貨幣は總て同都以外の地に於て造りたるものなり。

又稀に法王選擧期間に發行せしものあり該貨幣は必ず Sede Vacante なる二語を用ひて之を區別す即ち神聖なる法王位の空虛なるを示せり。

茲に最近三百年間に於ける法王の名を列擧し法王管轄諸國の發行に係る貨幣を識別する一助とす。

Clement VIII
　治世西曆一千五百九十二年乃至一千六百〇五年
Paul V
　同　同　一千六百〇五年乃至一千六百二十一年
Gregory XV
　同　同　一千六百二十一年乃至一千六百二十三年
Vacancy　空位同一千六百二十三年
Urban VIII
　治世同　一千六百二十三年乃至一千六百四十四年
Innocent X
　同　同　一千六百四十四年乃至一千六百五十五年
Alexander VII
　同　同　一千六百五十五年乃至一千六百六十七年
Clement IX
　同　同　一千六百六十七年乃至一千六百六十九年
Clement X
　同　同　一千六百七十年乃至一千六百七十六年
Innocent XI
　同　同　一千六百七十六年乃至一千六百八十九年
Alexander XIII
　同　同　一千六百八十九年乃至一千六百九十一年
Innocent XII
　同　同　一千六百九十一年乃至一千七百年
Clement XI
　同　同　一千七百年乃至一千七百二十一年
Innocent XIII
　同　同　一千七百二十一年

治世同　一千七百二十一年乃至一千七百二十四年
BENEDICT XIII
同　同　一千七百二十四年乃至一千七百三十年
CLEMENT XII
同　同　一千七百三十年乃至一千七百四十年
VACANCY　空位同一千七百四十年
BENEDICT XIV
治世同　一千七百四十年乃至一千七百五十八年
CLEMENT XIII
同　同　一千七百五十八年乃至一千七百六十九年
CLEMENT XIV
同　同　一千七百六十九年乃至一千七百七十四年
PIUS VI
同　同　一千七百七十五年乃至一千七百九十九年
PIUS VII
同　同　一千八百年乃至一千八百二十三年
LEO XII
同　同　一千八百二十三年乃至一千八百二十九年
PIUS VIII
同　同　一千八百二十九年乃至一千八百三十年
GREGORY XVI
同　同　一千八百三十一年乃至一千八百四十六年
PIUS IX
同　同　一千八百四十六年乃至一千八百七十八年

前表に示せる最終法王以後の者に在りては銅貨を鑄造せしことなし故に之を省く。

（第壹圖參照）

此圖はアーバン第八世法王（POPE URBAN VIII）の鑄造に係る一QUATRINI（クオトリニー）貨の裏面を示すミッチエル尊者（ST. MICHAEL）の肖像あり年紀は西曆一千六百三十六年貨幣の周圍にURBANUS PONT MAXと記せり。

該貨の表面には同法王の紋章として三個の百合花を現はせり。

（第二圖參照）

此圖はグレゴリー第十六世法王（POPE GREGORY XVI）の半BAIOCCO（バイオッコー）貨の表面を示す紋章及びGREGORIVS XVI. PONT. MAX. A. XIII なる語を現はせり。該貨の裏面にはMEZZO BAIOCCOなる語を第七圖に示すが如き二個の花環內に年紀一千八百四十三年とあり。

法王貨は總て第二圖にある如き數語を有す或はPONTをPONに作りAをANNと記すものあれども大同小異なれば以下之を略す。

（第參圖參照）

此圖はピイアス第九世法王（POPE PIUS IX）第四年の鑄造に係る二BAIOCCHI（バイオクシー）貨の表面を示す裏面は第五圖の如くにして價格は二バイオクシー年紀一千八百五十年なり。

（第四圖參照）

此圖は一BAIOCCO（バイオッコー）貨の表面を示す第三圖と同一種類にして年紀一千八百四十八年なり裏面は第五圖の如し。

（第五圖參照）

此圖は第四圖にあるものゝ裏面を示す。

（第六圖參照）

此圖に示せるは第三圖第四圖にあるものと同一種類に屬する半BAIOCCO（バイオッコー）貨の表面にしてピイアス第九世法王第五年即ち西曆一千八百五十年の鑄造なり。

（第七圖參照）

此圖は第六圖に示すものゝ裏面にして年紀は同法王第四年即ち西曆一千八百四十九年なり。

（第八圖參照）

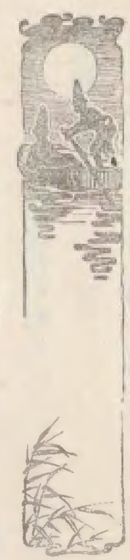
此圖はピイアス第九世法王第二十三年即ち西曆一千八百六十九年の鑄造に係る四 SOLDI（ソルヂー）貨の表面を示す該表面に同法王の肖像あり而して價格は曩に示せるものと異なり。該貨の裏面は第九圖の如くにして其形大なり。

（第九圖參照）

此圖にあるは第八圖のものと同一種類に屬する一 SOLDO（ソルド）貨の裏面にして年紀は同法王第二十一年即ち西曆一千八百六十七年なり而して貨幣の周圍上部に STATO PONTIFICO 中央に一 SOLDO 下部に五 CENT とあり。

ピイアス第九世は頗る著名の法王にして數多の貨幣を發行せり而して第八圖にある如く己の肖像を貨幣に現はしたるは同法王のみとす。第八圖第九圖に示せる貨幣は法王管轄諸國に在りては SOLDI（ソルヂー）と稱し之を通用せしのみならず以太利國通貨たるCENTESIMI（センテシミ）貨も亦た同一貨幣なり。法王貨に記せるRなる小文字は羅馬に於て鑄造せしものたるを表示する造幣局記號なり。法王の紋章は圖にある如く何れも其上に TIARA 即ち法王冠及び ST. PETER（ピーター尊者）の鍵を戴けり。

（完）



諸外國貨幣案內表 （其六）

KRAN（クラン）　波斯國通用の銀にして日本貨凡そ十五錢六厘に相當す、二十SHAHI（シャヒ）を以て一クランとす。

KREUZER（クリューザー）　バヴァリア、ウッテンベルグ及び南方獨逸聯邦の諸國に於て通用する銅貨にして日本貨凡そ一錢三厘に相當す、六十枚を以て一FLORIN（フロリン）とす。

KREUZER（クリューザー）　西曆一千八百五十八年まで澳太利國に於て通用せし銅貨にして日本貨凡そ一錢六厘に相當す、六十枚を以て一フロリン或はGULDEN（ガルデン）とす。

KREUZER（クリューザー）　澳太利國（西曆一千八百五十八年以後）及び匈牙利國通用の銅貨にして日本貨凡そ八厘に相當す、一百枚を以て一ガルデン或はフロリンとす。

KRONA（クロナ）　匈牙利國通用の銀貨にして日本貨凡そ四十錢六厘に相當す、一百 FILLER（フィラー）を以て一クロナとす。

KRONA（クロナ）　瑞典國通用の銀貨にして日本貨凡そ五十三錢六厘に相當す、一百ORE（オール）を以て一クロナとす。

KRONE（クローン）　澳太利、ボスニア及びモンテ子グロ等の諸國に於て通用する銀貨にして日本貨凡そ四十錢六厘に相當す、壹百HELLER（ヘラー）を以て一クローンとす。

KRONE（クローン）　丁抹、諾威の二國に於て通用する銀貨にして日本貨凡そ五十三錢六厘に相當す、壹百オールを以て一クローンとす。

LEU（リユー）　ルーマニア國通用の銀貨にして日本貨凡そ四十錢に相當す、壹百 BANI（バニ）を

以て一リユーとす。

LEPTON（レプトン）　希臘國及びクリート島に於て通用する銅貨にして日本貨凡そ四厘に相當す。一百枚を以て一 DRACHMA（ドラクマ）とす。

LEVA（レヴア）　ブルガリア國通用の銀貨にして日本貨凡そ四十錢に相當す、壹百 STUTINKI（スタチンキ）を以て一レヴァとす。

LIRA（ライラ）　以太利國（ロンバーヂー、ウェニス其他諸州）に於て通用する銀貨にして日本貨凡そ三十八錢六厘に相當す、壹百 CENTECIMI（センテシミ）を以て一ライラとす。

MARAVEDI（マラヴェデー）　西班牙國通用の銅貨にして日本貨凡そ三厘に相當す、三十二枚を以て一 REAL（リアル）とす。

MARK（マーク）　日耳曼國本土並に同國殖民地に於て通用する銀貨にして日本貨凡そ四十八錢に相當す、壹百 PFENNIG（フィニッグ）を以て壹マークとす。

MARK（マーク）　フィンランド國に通用する銀貨にして日本貨凡そ三十八錢六厘に相當す、一百 PENNIA（ペニア）を以て一マークとす。

MILESIMO（ミレシモ）　ウルグェー國通用の銅貨にして日本貨凡そ二厘に相當す、一千枚を以て一 PESO（ペソ）とす。

MILLIEME（ミリーム）　埃及國通用の銅貨にして日本貨凡そ九厘に相當す。一千枚を以て一百 PIASTRES（ピアスター）とす。

MIL REIS（ミル、レイ）　伯剌西爾國通用の銀貨にして日本貨凡そ壹圓九錢貳厘に相當す、壹千 REIS（レイス）を以て一ミル、レイとす。

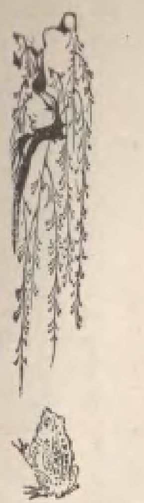
MIL REIS（ミル、レイ）　葡萄牙國本土並に同國殖民地に於て通用する銀貨にして日本貨凡そ貳圓十六錢に相當す、一千レイを以て一ミル、レイとす。

NOVCIC（ノブシック）　ボスニア及びモンテネグロの二國に於て通用する銅貨にして日本貨凡そ八厘に相當す、一百枚を以て一フロリンとす。

ORE（オール）　丁抹、諾威の二國に於て通用する銅貨にして日本貨凡そ五厘に相當す、壹百枚を以て一クローンとす。

ORE（オール）　瑞典國通用の銅貨にして日本貨凡そ五厘に相當す。壹百枚を以て一クローンとす。

（未完）



英國補助貨幣　ENGLISH TOKENS

耶蘇紀元第十八世紀の末頃より第十九世紀の初に當り英國に於て小貨幣の缺乏を告ぐること甚だしく爲めに舖商並に商社の多くは數種の補助貨幣を發行し通用せしことあり。

之等補助貨幣は英、蘇、愛三國内に於て普く鑄造せしものにして該貨幣のみに關する著書許多あり。

前記補助貨幣中巧妙を極めたるもの多ければ往々通常貨幣と混同するを以て左に該貨幣數種に就き説明せんと欲す。

該貨幣の種類は概ね一片、半片、一ファジング銅貨なれども尚は一片以上の價格を有する銀貨數種あり。

下に掲ぐる第十圖乃至第十七圖に示す八個の貨幣は何れも半片銅貨なり。

(第十圖參照)

此圖に示せるはJOHN HOWARD HALF PENNY（ジヨン、ハワード半片）と稱するものにして一女の獄舍の前に座して該獄舍の鍵を所持せる一男を指ざすを象表し貨幣の周圍にREMEMBER THE DEBTORS IN GAOL（獄舍に在る債務者を記憶せよ）なる數語あり。

(第十一圖參照)

此圖にあるは組絲類製造所の發行せし補助貨にして中央に羊の形象を現はしPAY AT LEIGHTON BERRHAMPSTED OR LONDON（レイトン、バークハムブステッド若くは倫敦に於て支拂ふ）なる數語と年紀一千七百九十四年を示せり。

(第十二圖參照)

此圖に示せるはPORTSEA HALFPENNY（ポートシー半片）と稱するものにして船を書き其上に

PAYABLE（支拂ふ可し）なる一語を記せり年紀は一千七百九十四年なり。

(第十三圖參照)

此圖は橋下を過ぐる一隻の船と貨幣の周圍にIRON BRIDGE AT COALBROOK DALE, 1792（コールブルック谿に架したる鐵橋、一千七百九十二年）なる數語を示す。

該貨の背面も亦同年紀に於ける著名の土木工事の圖を現せり。

(第十四圖參照)

此圖に示せるは西暦一千七百九十年BIRMINGHAM MINING AND COPPER COMPANY（バーミングハム採礦及び銅會社）に於て發行せしものにして花及び果實を盛りたる角の上に佇立する鴻鶴の形象を現はし貨幣の周圍にHALFPENNY PAYABLE AT（に於て半片支拂ふ可し）なる數語を記せり。

(第十五圖參照)

此圖にあるは西暦一千七百九十四年の發行に係るものにして一個の楯の內に華美なる紋章を現はしDEUS NOBIS HAEC OTIA FECITなる羅甸語を記せり。

(第十六圖參照)

此圖に示せるはGEORGE PRINCE OF WALES HALFPENNY（英國皇太子ジョーヂ親王半片）と稱するものにして英國皇太子の紋章たる三個の駝鳥の羽を現はし其上にHALFPENNY（半片）と記せり年紀は一千七百九十四年なり。

(第十七圖參照)

此圖にあるは西暦一千七百九十四年の發行に係るものにして大建築物を現はし其下にSHIRE HALL（セーア會館）なる二語を記せり。（未完）

カタロニア國貨幣　CATALONIA

現今西班牙國の一州たるカタロニア（CATALONIA）は昔時に在りては一獨立國にして自國鑄造に係る貨幣を發行せり且つ同國內諸の市府中大多數のものは各々特種の貨幣を通用せしかば該國中最大市にして首府たりしバーセロナ（BARCELONA）市の如きは數多の貨幣を發行せり之等に就きては他日詳述すべし。

下に圖解を以て說明するものはカタロニア全國の爲めに鑄造せし貨幣のみに限れり。

(第十八圖參照)

此圖に示せるは六CUARTOS（クアルトス）銅貨の表面にして一個の楯の內に西班牙國紋章を現し其上に冕あり而して貨幣の周圍にISABEL 2d REYNA CONST. DE LAS E. 1839なる文字を有す。

(第十九圖參照)

此圖は第十八圖に示すもの丶裏面にしてカタロニア國紋章及び冕を現はし PRINCIP. DE CATALUNAなる文字並に價格六CUAR（クアー）と表示せり。

（第二十圖參照）

此圖にあるは第十八圖に示すものに類する三CUARTOS（クアルトス）銅貨の表面にして年紀は西暦一千八百三十八年なり。

（第二十一圖參照）

此圖は第二十圖にあるもの丶裏面を示し第十九圖に類す。

（第二十二圖參照）

此圖に示すものは西班牙國紋章と冕を現はせる一CUARTO（クアルト）銅貨の表面にして貨幣の周圍に FERDINANDUS VI. D. G. なる文字あり。

（第二十三圖參照）

此圖は第二十二圖にあるもの丶裏面にしてカタロニア國紋章及び冕を現はし貨幣の周圍に CATALON, PRINCEPS 1755 と記せり。

（完）

希臘の古錢（其六）

ANCIENT GREECE

希臘古代に在りてはシ丶リー島旺盛を極め許多の市府沛然として起りアグリゼンタム（AGRIGENTUM）、カマリナ（CAMARINA）、カタナ（CATANA）、ゲラ（GELA）、ヒメラ（HIMELA）、レオンチニー（LEONTINI）、メッサナ（MESSANA）、ナクソス（NAXOS）、サイラキューース（SYRACUSE）等著名市府の貨幣沿革上に貢獻することと大なり。

本號に於てはサイラキューース（SYRACUSE）市鑄造に係る貨幣に就きてのみ論ぜんとす該貨幣の數甚だ多く最も緊要のものに關しては少なからざる餘白を要すべし。希臘の貨幣中最も美妙を盡したるはサイラキューース鑄造のものたることは貨幣學者大多數の者の說く所にして該貨の美術的なるは空前絶後とも稱すべきなり然かも今玆に同市貨幣中の二銅貨のみに就きて說明を施こさんとす而して該二銅貨は最精巧のものと云ふを得ず美麗の點に就ては金銀貨を以て最優とすれども他日を俟て之が記載を爲すべし。

（第二十四圖參照）

此圖に示せるは耶蘇紀元前二百七十五年頃ハイエロ第二世王（HIERO II）の時代に當り發行したる一銅貨の表面にして之に現はせる精巧なる首像はゼウス（ZEUS）神の左側面なり該貨の裏面に於ては海豚と三叉戟を表示せり。

（第二十五圖參照）

此圖は耶蘇紀元前二百八十二年より同二百七十八年に至る頃ほひ發行したる一銅貨の表面を示しゼウス、ヘレニオスの右側面首像を現はせり。該貨の裏面にあるは閃電に乘ずる一個の鷲と希臘語 ΣΥΡΑΚΟΣΙΩΝ なり。

（未完）

初期古錢家の注意

古錢聚集の初期に在りては須らく長久策を採るべし古錢學研究の大切とする所は之が沿革に關する知識を得るに在りて貨幣の數多きを求むるに非ず先づ識別し易き普通の貨幣數個を以て研究を始むるを良しとす稀にして價高きものは是れ實に上達者の討究すべき所にして初期に在るものゝ與かるべきに非ざるなり。

初期の者研究を始むるに當り好材料を得ざるも貨幣の價廉なれば先づ之を購ひ他日之に優るものを得るに及で交換するも遲からず往々既に得たる古錢は其何たるを擇ばす之を捨つるに吝にして同種のもの二個を保存するの弊あり故に既に所有せるものと交換せんが爲めに更に購ひ求むるに當り過當の價を支拂はざるに注意せざるべからず。

金銀貨は銹を生ずること少きも銅貨は銹易きものなれば之に據りて幾分其年代を定むることを得べし。

貨幣の種類によりては近代のものに非ざるも其形態完美なるものあり故に貨幣を鑑別するに當り年代古きもの或は眞正のもの必ずしも其形態に於て毀損する所ありて古色を呈し且つ屢ば世人の手に觸れたる顯徴あるに非ざるに留意するを要す。歐洲諸國に於て古錢聚集の行はるゝや既に數百年の久しきに及べり而かも往々古錢にして一見最近一二年の鑄造に係るものゝ如く光輝燦然未通用貨幣たるかを疑はしむるものあり。

又擬似貨幣なるもの其數甚だ多しと雖も世に稀なる貨幣に非ざるよりは未だ嘗て之を模倣するものあるを聞かず故に初期研究者は價の低き貨幣のみを集むるときは欺騙の禍に陷ることなし稀にして價高きものは幾星霜の經驗を積み而して後之が聚集に從事すべ

し。

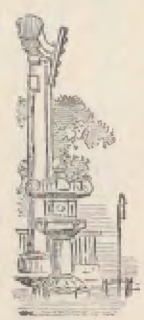
初期研究者は恒に古錢聚集家に交り彼我の聚集せるものを比較し互に之が記錄を交換するを要す斯の如くして先進の古錢家に會し優歩的聚集物に就て學ぶを得ば古錢學上の智識を博むる事著るしく其効大なり。

金貨は常に其最低價と雖も該貨幣の重量に相等する黄金に換るものにして之を購はんと欲せば多額の費用を要するものなれば金滿家に非れば之が聚集企て及ぶべきに非ず。銀貨も亦稍や金貨に類する貴重貨幣なれども種類によりては其形極て薄小にして重量も從て輕少なるを以て數種を集め得ば銅貨研究の上に於て稗益すること多し。

銅貨を聚集するは貧富の別なく何人と雖も之を爲し得る業にして多額の費用を要せず往々僅かに數錢を投じて購ひたる一個の銅貨にして數圓の價値あるものあり蓋し最も高價の貨幣必ずしも最も美術的或は最も興味深きものならず興味を感じ快樂を覺ゆるは多くは價の高低に因るものに非ず實に最も稀にして最も高價の貨幣は槪して比較的美妙緻巧のものならず故に古錢聚集家の貴ぶ所のものは稀にして製作緻巧ならざるもの少數を有するに非ず價低廉にして種類の異なりたるもの多數を藏するにあり。　（完）

ad.	ADestra	右側面
as.	ASinistra	左側面
F. D. C.	Fior di Conio	處貨
C.¹	Buona Conservazione	上等
C.²	Conservazione Mediocre	中等
C.³	Cattiva Conservazione	下等
C.	Comune	通常
R.	Raro	稀
R. R.	Molto Raro	極稀
R. R. R.	Rarissimo	最極稀
ES.	Esemplare	雛形
略語	佛蘭西語	日本語
AV.	Avers	表面
Rev.	Revers	裏面
àd.	A Droite	右側面
àg.	A Gauche	左側面
T. B.	Tres Belle	最上等
B.	Belle	上等
fr.	Fruste	下等
tr.	Troue	有孔
P.	Piece	雛形

以上列記するもの丶外尚ほ佛國に使用する略語あれども英國若くは以國にあるものと同一なれば玆に之を省略す。（完）







(14) (24) (25) (15)

(16) (26) (27) (17)

(18) (29) (19)

(20) (28) (30) (21)